

平成23年 第2回 定例会

田原本町議会会議録

平成23年6月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 取田弘之君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
上下水道部長 松原伸兆君	秘書広報課長 寺田元昭君

監査委員	楯	宏君	教育委員長	川本益弘君
教育長	片倉照彦君		教育部長	福井良昌君
会計管理者	小泉義次君		選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君
農業委員会 事務局長	住井康典君			

平成23年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月7日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 1番 森井基容議員

1. 町民の安心・安全の確保について

(1) 田原本町地震ハザードマップについて

①ハザードマップの見直しについて

②液状化の周知について

(2) 放射性物質への対応について

①放射性物質についての取り組みについて

②水道水の検査体制について

2. 6番 西川六男議員

町民の生命と財産を守るために

1. 防災対策について

1. 田原本町の防災計画の見直しについて

2. 具体的内容について

(1) アクションプログラムの短期達成度

(2) 防災体制について

- ・ 具体的役割の明確化を
- ・ 職員への防災教育・訓練は
- ・ 全町規模での防災訓練を

- (3) 情報の収集の体制は
 - (4) 情報の伝達の手段は
 - (5) 災害弱者の方々への対応は
 - (6) 自主防災組織の地域防災力の向上のための取組みは
- 社会の変化に対応した施策を

1. 学校給食について

- ・教育委員会の審議内容および結論は

2. 特別養護老人ホームの新設について

- ・動向について

3. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 東日本大震災において

- (1) 本町はどう行動されたのか
- (2) ボランティア制度の充実についての本町の考え方は

2. 公共施設の震災対策について

- (1) 耐震基準の適合状況
- (2) 補強改修工事の実施計画

4. 3番 森 良 子 議員

1. 町長のまちづくりについて

- ①ボートピアというギャンブル施設が子どもたちの成長に悪い影響を与えないと思いませんか

- ②町長には、まちづくりと相容れない施設に反対する権限はありますか

2. テレビのデジタル化対策について

- NHK放送受信料全額免除世帯への支援を対象者全員に対応できましたか

5. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 人事評価制度について

- ①成績主義を導入する目的は何ですか この制度を導入して初期の目的を達成した自治体はありますか

②この人事評価で、毎月の給与についても影響が出るのか 総額方式
や枠配分方式に拘束されるのか

2. 学童保育について

①学童保育をどうしようと考えているんですか

②今の指導員さんに何か問題があるんでしょうか
どういう理由で現行の学童を変えられるのですか

③現行の学童と、指定管理者制度を導入した場合と民営化した場合の
一長一短についてご披露される事を求めます

3. 学校給食について

①教育委員会は、学校給食衛生管理基準や労働者派遣事業と請負によ
り行われる事業との区分に関する基準に基づいて学校給食のありよ
うを検討されていますか

②町長は、弁当を持ってこれない生徒に対しどのように対応されま
すか

4. 新保健センターについて

①国保中央病院の駐車場の稼働率はどうなっていますか

新保健センターを利用する方はどこの駐車場を利用するのですか

6. 5番古立憲昭議員

東北大震災と我が町について

(1) 被災者支援システムの導入、運用について

(2) 地域の安心・安全の守り手 建設業について

(3) 学校施設の防災機能について

(4) 太陽光発電設置について

○総括質疑（報第6号から議第36号までの10議案について）

○上程議案の委員会付託について

○散 会

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。それでは質問通告順により、順次質問を許します。1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

- 1番（森井基容君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、このたびの東日本大震災において犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された地域並びに被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧復興を願ってやまないものであります。

さて、一般質問に移らせていただきます。大震災の発生を受けて、今まで以上に町民の安全、安心の確保に関する関心は高まっておるかと思えます。その関連で質問させていただきたいと思えます。

まず、平成20年に田原本町地震ハザードマップが産業観光課により作成されておりますが、これに関連してお伺いをいたします。

本ハザードマップにおきましては、想定地震について、活断層地震として奈良盆地東縁断層帯地震、生駒断層帯地震及び未知の直下型のもの、それと海溝型地震としての東南海地震、南海地震が想定されております。また、想定される被害としてライフラインの寸断、火災の発生、建物の倒壊等が挙げられております。避難場所や心得についても丁寧にお示しいただいております。地域危険度マップや我が家の耐震診断も掲載され、私自身も、もう一度よく見直しをさせていただいているところであります。

そこでお聞きいたします。今回の大震災を受けて本ハザードマップの見直し予定はございますでしょうか、お教えてください。また、今回の東日本大震災におきましては、地震動による被害、津波被害とともに、液状化による住宅被害や道路等のライフライン被害が発生しております。その結果、多くの方が現在自分が住まいしている地域の地盤の由来について不安を抱えながら、役所等へ出掛けて調べておられる姿がテレビ等を通じて報道されておりました。

本ハザードマップにおける地域危険度マップは、液状化による危険度も含まれた危険度マップとなっているのでしょうか。また、液状化の想定される区域についてはどのように把握されていますか。お教えてください。

奈良県地震被害想定調査や田原本町地域防災計画では、奈良盆地東縁断層帯地震においては、本町全域が液状化の危険度があるとされ、一部は最高ランクの危険度が予想されております。また、東南海・南海地震同時発生時においても本町の8割程度の地域に危険度があるとされ、一部は最高ランクの危険度が予想されております。町民は自分の住まいする地盤がどのような地盤であるのかをどのようにすれば知ることができるのでしょうか。ご教示ください。

さまざまな正確な情報を手にすることにより、また最悪の場合、どのような事態が発生するのかを想定しておくことにより、いざというときの正確な行動判断につながるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

大規模な原発事故が実際に発生してしまった現在では、過去にいくつかの事故を経験しながらも、「日本の原発は安全です」と神話化され、今回のことなどは起こるはずもないこととして、また起こってほしくないこととして、認識していた自分自身の甘さを確認するとともに、勉強不足であった自分自身を現在勉強して補っているところでもあります。

ひとたび大事故となりますと、原発から50キロメートル以上離れた福島市や郡山市でも大量の放射線が観測されていることはもちろん、200キロメートル圏の東京でも水道水に放射性物質が含まれていることが発表されたり、それ以上離れた300キロメートル圏の神奈川県においても茶葉から放射性物質が検出されたりと、その影響は広範囲に及び、健康被害も危惧されるところであります。

そこで私たち田原本町の位置を考えてみますと、福島からは相当程度の距離がありますが、福井県に美浜原発を始め多数の原発が存在し、原発までの田原本町からの直線距離は約100キロメートルであります。つまり風向きも大きく影響することとはいえ、いったん大事故が発生すると、田原本町も直接の被害を被ることになってしまうことは容易に想像がつくことでもあります。安全神話が崩壊した現在、それについての対応を考えておくことは重要であると考えます。

ちなみに近隣原発で事故がなかったわけではなく、福井県にある原発関係の事故を見てみますと、1973年に美浜で燃料棒の破損事故があったり、またこの事故は、関西電力は公表せず、内部告発で明らかになったものでもありました。今回の東電の対応や政府の発表姿勢とも何か重なりそうで、なるべく公表しないでおこうという姿勢が垣間見えるようにも思います。1995年には、高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏洩事故、2004年には美浜で配管破損事故、美浜では、ほかに1991年、2003年にも事故が発生しております。もんじゅについては、現在運転再開を目指しているとのことですが、昨年燃料交換装置の落下があり、それを取り出すことができないため、運転も廃炉もできない状態になっているとのことあります。また、地震の関係では、もんじゅの地域には、小規模ながらも多くの活断層の存在が確認され、その上に立地しているとのことあります。つまり、原発事故は他人事ではなく、また神話が崩壊した現在となってみれば、田原本町も万一の場合に備えておくことが必要であると考えています。

そこでお聞きいたします。福島のことがあるまでは、想定することは必然ではありませんでしたが、今では我が事として想定しなければならないと思います。日ごろより、それぞれの担当において、町民の健康保持、農業振興等、きめ細かに対応し、ご尽力いただいておりますが、今までの日常では想定されなかった、先に述べました事故等が発生した場合、住民の被曝による健康被害の発生、また農地の汚染も想定されるところであります。

そこでお聞きいたします。国、特に厚生労働省や農林水産省等、また県から、消費者保護のため、もしくは健康被害に対するもの、農産物の検査に関するもの、それぞれの担当部署に指示があったのでしょうか、その有無についてお聞かせください。また、指示があったとすれば、その内容や取り組みについてもお聞かせください。

さらに、それぞれの部署で独自に、このことについての何らかの対応を検討されていますか。お教えください。

また、線量計を備品として購入されるご予定はございますでしょうか。お教えください。よろしく申し上げます。

最後に、水道水に関してお聞かせください。

飲み水は、私たちには欠かすことができないものですが、放射性物質とは厄介なもので、火山灰のように風に乗って飛散し、地表に舞い降り、何の区別もなく平等に降り注ぎ、雨が降れば川へと流れ、あるものは地下に浸透して地下水に混入する。

そこでお聞きいたします。日ごろから町民の安全・安心確保のため、水道水については、その検査を実施いただいているものと思いますが、通常の検査についてどのような検査が行われているのかをお教えください。また、いざというときのために、放射性物質についての検査体制も整えていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。なお、再質問は自席にてさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） それでは1番、森井議員の町民の安心・安全の確保について、第1番目、田原本町地震ハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

1点目のハザードマップの見直しについてのご質問でございますが、平成17年3月内閣府発行の「地震防災マップ作成のすすめ」に基づきまして作成をしております。

阪神・淡路大震災で、犠牲者の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死であり、地震から人命、財産を守るため、住宅等の耐震化が重要となり、本町周辺において発生のおそれがある地震や、それによる建物被害等の可能性を住民に伝えることにより、住民の注意を喚起し、防災意識の高揚を図るために、震度についてのマップと危険度についてのマップを作成いたしました。

震度についてのマップは、地盤の状況と、そこで起こり得る地震の両面から地域

の揺れやすさを震度として評価したものでございます。危険度についてのマップは、建物の構造、建築年次など地域の社会的なデータをあわせることにより、引き起こされる被害に関するものですので、液状化に関しての危険度は対象としておりません。

また、森井議員が述べられましたように、奈良県が平成16年10月に公表いたしました「第2次奈良県地震被害想定調査」により液状化の危険度を把握しておりまして、見直しの予定は現在考えておりません。

2点目の液状化の周知につきましては、「第2次奈良県地震被害想定調査」を利用させていただいて、広報、ホームページ等により町民に周知してまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の放射性物質への対応についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目の放射性物質についての取り組みについてのご質問でございますが、県は去る5月20日、東日本大震災後、原発の影響とみられる放射性物質を奈良市にあります県保健環境研究センターで4月1日から5月2日の間に蓄積された大気からの降下物から放射性物質、ヨウ素131とセシウム134・137の3種類を検出したと発表があり、放射性物質は1年間に受ける放射線量に直しますと、0.124マイクロシーベルトで、県は「自然界から受ける量の約1万9,000分の1と極めて低く健康に影響ない」と発表しております。

そこでご質問の、国や県等から消費者保護のための指示や、健康被害に対する指示、農産物に対する検査の指示等がそれぞれの担当部署にあったのか、その有無についてのご質問にお答えをいたします。

奈良県では福島原子力発電所事故の放射線による健康への影響について、同発電所から30キロメートル圏内に居住している方で奈良県に避難された方や、同発電所から30キロメートル圏内に滞在、あるいは通過した方を対象に、保健所等において相談を行う体制の整備を図る旨の通知があり、連携を図ってまいりたいと考えております。また、現在のところ農産物に対する検査の指示はございません。

また、線量計、いわゆるガイガーカウンターの購入予定についてのご質問でございますが、先ほど申しましたとおり、県が実施しました検出結果でも「健康に影響

はない」という発表がありましたので、現段階では購入する予定はございません。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

（上下水道部長 松原伸兆君 登壇）

○上下水道部長（松原伸兆君） 次に2点目、水道水の検査体制についてのご質問で
ございます。

日ごろから住民に対して安全で安心できる水を安定して供給することが大事である
と考えております。そこで放射性物質の検査につきましては、奈良県の水道水放射
能検査スケジュールに基づき、本町は5月10日に田原本町浄水場で試験水を採
水し、奈良県保健環境研究センターで検査をした結果、放射性物質の検出はされて
おりません。

次に、通常の水質検査につきましては、日々24時間体制で残留塩素濃度及び色
・濁りをリアルタイムで測定しております。また、奈良広域水質検査センター組合
に依頼し、水道法第4条により定められた水質検査を行っております。

まず浄水検査では、水質検査9項目を毎月1回、浄水全50項目の検査を年1回、
うち省略不可検査21項目を年4回、水質管理設定検査6項目を年1回、嫌気性芽
胞菌検査を年3回、カビ臭検査を年4回実施しております。

次に、原水検査では、原水全38項目の検査を年1回、原水指標菌検査を年1回、
原水農薬検査を年1回実施しております。また、必要に応じて臨時検査も実施いた
しておるところでございます。

次に、放射性物質についての検査体制であります。今回も県にお願いし検査を
行っております。市町村レベルでの検査体制の構築は困難であるため、今後も県に
依存してまいりたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

本町の地震ハザードマップについて、見直し予定も含み、また液状化の記載もな
いということでありましたが、今後その周知徹底を図っていただければと。

元来、我々の住むこの奈良盆地は湖の底でもあったわけですので、そういう砂等

もたまりやすい場所であり、本町のみならず盆地全体がそういうことを起こしやすい性質のものかとは思いますが、自分たちの居住地におけるリスクを町民全体が把握しているということは大変重要であるかと思しますので、周知をよろしくお願いしたいと思っております。

次に、原発・放射能に関連する事柄で、県測定の数値0.124マイクロシーベルトという数値を教えてくださいました。

健康への影響は、まあほとんど考えられないレベルであろうと思っておりますので、安心をいたしました。今後食品等に含まれる、海へもいっぱい流れておりますので、魚に含んで、その魚の骨に蓄積される物質が結局家庭からのごみで出る、焼却場で今度焼かれて排出されるというふうな危険性も、全国にばらまかれる可能性があるわけですね。

今後いろんな食品等で、そのようなことが出てきた場合に、有事に対してお備えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

水道水についても、日ごろから緻密な検査をいただいているということで、大変安心をいたしました。放射性物質の検査については特殊なものでもありますから、県との協力関係を今後も十分維持していただけて頑張りたいと思っております。

さて、地震にしる、原発・放射能にしる、町民の命にかかわることでもあります。今般の出来事を見ておきますと、法治国家である我が国が法を、もしくは法律を守らない、そのようなことがたくさん見えたように思います。一例を挙げれば、放射線被爆から国民を守るために管理区域という概念が設けられており、レントゲンなどの部屋には「立入禁止」というマークが貼られていたりします。ところが、それ以上の数値を示す地域にも、残念ながら、国からも、福島県知事さんからも、もしくは市町村長の方からも、そういう指示が出ていなかったかのように思います。

法治国家である我が国においては、これを守り、国民の命を守る、そのことによって国が成り立っているものと考えられるわけですね。まだ起こりもしない事柄に対して、杞憂ではないのかと言われそうですが、1回起こってみますと本町も先ほど申し上げましたように、大変近い位置と言うんですか、被害を直接被るような位置にもあります。

このような大規模な事故が美浜等で発生した場合、初動が大切だと思うわけですね。

昨日の報道でしたか、77京ベクレルの放射性物質が最初の爆発時にあったんだと。それがチェルノブイリの7分の1と言いましたか、6分の1と言いましたか、それぐらいの量だったと。最初にたくさんの放射性物質が飛散するわけですね。そのときに適切な指示が国からも県からもなされなかったために、たくさんの方が現在苦しんでおられます。このような際に、何と言うんですか、昔よく取り上げられた言葉に「民は之に由らしむべし 民は之を知らしむべからず」というふうな言葉があります。理解できないからと置いていらっしゃるのか、国等は細かい数値を発表しませんでした。逃げろともなかなかおっしゃいませんでした。

本町において今後このようなことが起こったときに、初動、つまりスピーディーに対応いただけるものと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

被爆量に比例して、がんが発生するという事は、医学界でのコンセンサスともなっているようであります。初期被爆を避けるために、適切な指示、素早い指示を法に基づいて対応いただけるのかどうか、町長の所見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。

今回の東日本大震災に発生をいたしました原発事故等につきましては、国や東京電力の報告等がいろいろと変わり、また初動の遅れがあったようにも見受けられております。かなりの時間がたってから公表されたもの、こういったことがあったことによって不信感が国民の間に生まれているものであると考えているところでございます。

本町といたしましては、国からの指示、また県からの公表に基づきまして、迅速なる情報の開示を住民の皆様に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

マスコミにおきましては、今回の地震自身が想定外であったとか、想定内であったというような議論もされているところではあります。ただ1つ言えることは、私たち人間が想定したことに対して、自然がそれに従ってくれると考えるほうが、よほど不自然なのであって、人間の力によって自然を抑えられると考えた人のおごり

が、こういった大きな事故につながったのではないかと自分自身では考えているところでございます。

そういったことを受け、今後情報の開示に努め、できる限りの初動体制をとっていきたいと考えております。ただ、ご承知のように、本町におきましては美浜から100キロ圏というところにあり、実際に事故が起こり、100キロ圏内にも危ないという情報が出たときに、じゃあどうすれば、「100キロ圏外に逃げてください」と言うのは簡単なことではございますけれども、物理的に住民の皆様方を100キロ圏外のところにお連れするというのも非常に難しいところがございます。

そういったことも考えますと、心得として放射能事故が発生した場合には、例えば家の外には出ない。外に出るには肌を露出しない。帽子等、メガネ、またマスク等を必ずつける。家に帰ったときは、必ずそのほこりを払い落とす、露出した部分については洗い流す等といった、そういった心得については、今後、国・県と、また相談をしながら、また電力会社にもご相談をさせていただきながら、住民の皆様方に周知できる体制をとっていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、大きな事故が起こった場合におきましては、本町だけでの対応というのは非常に難しゅうございます。国とも相談をし、県とも相談をしながら迅速な対応、初動体制に心がけていきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ありがとうございます。今後の対応について、いろんなところで考えていただくなり、もしくは住民への周知をよろしく願いしたいと思っております。

最後に私の要望だけ話をさせていただいて、終わりにさせていただきたいと思うんですが、先ほど、線量計の購入は現状では考えていないということでありました。

なぜ、線量計のことまで私が持ち出したのかと言いますと、一人ひとりがいざという場合に、被爆というのは積算のようでありますので、1日どれぐらい浴びて、どれぐらい自分が浴びているのか、その積算できる、そのためにも情報提供が町からもできれば一番よいと。そのことによって、自分自身で町民一人ひとりが積算をしながら自分の健康を把握していける、そういうシステムをつくっていただきたい

ために希望いたしました。ぜひとも「転ばぬ先の杖」で、線量計の町としての購入をお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 答弁はよろしいですか。（「はい」と森井議員呼ぶ）

以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

最初に田原本町の防災対策について質問いたします。

2万5,000人を超える死者や行方不明者を出し、避難をされている方が11万8,000人余りの大震災となった東日本大震災をテレビや写真だけではなく、実際自分の目で状況を認識するために、仙台市から八戸市まで行ってまいりました。そして悲惨な状況を自分の目で見、被災地の匂いを嗅ぎ、被災地の方々と話をし、その思いをお聞きしてまいりました。その経験をもとにして、今後の田原本町の防災体制がいかにあるべきかを私なりに質問をしたいと考えております。

さて、今、復旧にかかわって「がれき」の処理が大きな課題であると言われております。辞書によりますと「がれき」とは、「瓦や小石のことであり、何の役にも立たない価値のないもの」を指します。

海沿いで美しい砂浜が続く宮城県の七ヶ浜町も震災で町が全滅いたしました。

「明日、新築した家に荷物を運び込む準備をしていたとき、地震と津波が来た。その家が跡形もなくなり、残ったのは家の土台と3,400万円のローンだけだ」と言いながら黙々と後片付けをしておられるご夫婦に会いました。

名取市の閑上ゆりあげ小学校では、体育館いっぱいを持ち主の引き取りを待っている仏壇の仏様や位牌、思い出の写真、筒に入れられた卒業証書、アルバム、ランドセルなどが所狭しと集められておりました。

これらのものは3月11日までは、すべて価値あるものでした。これらを「がれき」と呼ぶことに抵抗を感じるという被災者の方の声を何度かお聞きいたしました。塩を浴びた自動車や鉄骨には、すっかり赤いさびが浮いておりました。1階がえぐ

られ、柱だけがかろうじて残った家があちらこちらで見られます。

しかし、その被災地では人が生きてきた生活や人生があります。その人が生きてきた証の品々を価値のないものを表す「がれき」という言葉で表現するには、ためらいを私も感じます。

さて、今回の大震災につきましては、従来、宮城県沖ではマグニチュード7.5前後の地震が起きる確率が99%と想定されておりました。しかし、実際に発生したのは国内観測史上最大でマグニチュードは9.0、津波は大船渡市三陸町で高さ23メートルに達しました。陸地の斜面をさかのぼった津波の遡上の高さとしては、岩手県宮古市で38.9メートルにまで達しました。福島第一原発を襲った津波は14メートル以上に達し、それは「設計想定外」でした。

防災学の専門家で群馬大学大学院教授の片田敏孝氏は、「自然は常に『想定』を超えるものであるにもかかわらず、こうしたハード面での対策があるから安心だという気持ちを住民に与えてしまっていたのではないか。『想定』にとらわれないことが大切である」と述べておられます。

西岡武夫参院議長は、4月26日、都内で開かれた共同通信社で講演し、東日本大震災について、「政府はよく『想定外』という言葉を使うが、想定外ということで政治が逃げるということは断じて許されない」と政治にかかわる者の姿勢を厳しく言及されました。

今回の東日本大震災はマグニチュードが9.0、国内観測史上最大で津波や放射能も襲いましたが、津波に襲われなかった仙台市内などでも多くの住宅が大きく傾いたり全壊しています。また道路が陥没し液状化が発生するとともに、地震による被害も甚大で、地震で亡くなられた方がたくさんおられることも報告されております。田原本町に地震が発生した場合、どのような被害が起こるかわかりません。

私たちの田原本町では、東南海地震、南海地震が今後30年以内に発生する確率はそれぞれ60%から70%を想定されております。

先ほどの森井議員の質問に対する高村産業建設部長の答弁の中にもありました、第2次奈良県地震被害想定調査の田原本町の被害想定では、東海地震・東南海地震・南海地震につきましてはマグニチュード8.7と想定し、「死者ゼロ、建物全壊101棟、炎上出火ゼロ」になっております。その想定の上で田原本町として「東

南海地震、南海地震防災対策推進計画」を立案されておりますが、国や県の調査をもとにしておられると思いますが、このような楽観的な想定が前提では十分な防災意識や対策ができるのか、「悲観的に想定し、楽観的に準備する」というのが防災対策の重要な原則であります。

今回の想定を超える史上最大の東日本大震災を経験して不安になります。危険度予測や被害想定に基づいて防災体制を考えるわけですから、その想定が的確でなければ、行政にも、住民にも、正しい危機意識が生まれず、耐震補強が進まないという問題にもつながると思います。例えば被害想定で、火災が10件発生するという想定が示され、これならば消防で十分対応できると考えてしまいます。想定には誤差がつきものであり、ここで10件というのは1件であるかもしれないし、100件かもしれないのです。もし1件であれば、このように対応する。しかし100件の場合は、このように対応すると考え、準備しておくのが本筋だと思います。

政府の地震調査委員会は、東日本大震災で想定を上回る地震が発生したことを受けて、5月11日、今後起きる可能性のある地震の発生確率など見直すことを決定いたしました。東海・東南海・南海地震など連動型地震についても想定を見直すとしております。想定以上の東日本大震災が発生したことを教訓に、これまでの田原本町地域防災計画を早急に抜本的に見直すべきだと私は考えます。町民の皆様の命と財産を預かる町長のお考えをお聞きしたいと思います。

具体的にお聞きいたします。平成21年に策定されました「田原本町地震防災対策アクションプログラム」では、アクション項目の実施項目を2年程度で完了、または集中実施とするとした「短期項目」と、5年で完了とする「中期項目」、10年以上継続的に実施する「長期項目」に分類しておいでになります。

2年余りを経過した現在、短期項目158項目の達成された項目数、達成率は幾らかお示しいただきたいと思います。

さて、地震の発災直後の二次災害の防止に留意し、限られた時間と情報の中で迅速かつ的確に応急の対策活動を実施する必要があります。そのため、消火、医療、応急給水、緊急輸送物資の配給など、分野ごとに早急かつ可能な限りの事前の準備を整えておくことが必要であります。そのためには、あらかじめ災害時の対応や役割分担を検討し、実践的な対応方法を具体的に定め、防災体制の確立を図ることが

必要であります。

この観点から質問いたします。災害対策本部の体制では、おおむね活動項目が示されておりますが、個々の具体的な役割を明確にする必要があります。田原本町としてどのように取り組まれているのか、お示しをいただきたいと思います。また、職員への防災教育・訓練はどのようになっているのか。さらに、その防災体制が効果的であるか、課題はないかなどを検証することも兼ねて、現在の校区ごとの防災訓練をこの機会に全町規模で実施し、町民の防災意識の向上を図ることも必要であると考えます。全町規模での防災訓練の実施を提案いたします。

3つ目の質問をいたします。避難勧告等の情報伝達を適切かつ迅速に実施することが、人的被害を最小限に食い止めることとなります。そのため自治会や自主防災組織単位の連絡網と災害対策本部との連絡網の構築が必要であります。大規模災害が発生した場合、電話回線が途絶えたり、込み合うことなどにより情報が入手できない可能性が大きくなります。そのような場合、「情報の収集体制」はどのように考えておられるのか。

また、災害対策本部から町民の皆様への連絡は、地域防災無線が利用されると考えられます。その地域防災無線につきましては、本年度150カ所にスピーカーが設置されますが、電話やファックス、その他の「情報の伝達手段」も研究し、検討していく必要があると考えますが、具体的にどのように考えておられるのか。

病人、肢体不自由・視聴覚障がい・知的障がいなどの障がい者を始め、理解能力や判断力を持たない乳幼児、高齢者や、日本語がわからない外国人たちの、いわゆる「災害弱者」の方々への対応はどのように考えておられるのか。

災害から町民の皆様生命、身体、財産を守ることは、行政の最も重要な役割であります。大規模災害時には町民及び地域社会自らの災害対策活動が不可欠となります。すなわち行政のみならず、市民、企業、地域のコミュニティや自主防災組織、ボランティアなど、さまざまな主体が協働して防災対策に取り組むことが重要になります。具体的には、災害が発生した直後の初期の消火・救出救助など、自助、共助の実践が被害を軽減することにつながることから、自主防災組織の充実による地域防災力の向上こそが今後の地震防災対策上重要な柱となると考えます。

その観点から質問いたします。前回の議会で自主防災組織の組織率は、自治会数

では44自治会、44%、世帯数では31.6%と報告されておりますが、今後どのように組織化を進めていくのか。その組織化された自主防災組織に対して、地域防災力の向上のために具体的にどのような支援をしていくのか。

次に、学校給食について教育委員会に質問いたします。

平成23年第1回定例会において、私が行った中学校の給食についての質問に対して片倉教育長から次の答弁がありました。「中学校給食を含む学校給食のあり方について検討したところ、小学校において業務委託も視野に入れた計画を4月の定例教育委員会に諮ることとしました。よって、基本的にはそこで審議を委ねることとしますが、中学校給食については、小学校の業務委託を実施するとなれば弁当給食の導入をしてまいりたいと考えています」。その4月の定例教育委員会の審議内容及び結論について報告をいただきたい。

次に特別養護老人ホームの新設についてお聞きをいたします。

急速な高齢社会が進行しております。終の棲家をどうするのかは、少子化社会で核家族化が進行し、共働き家庭の増加する中で深刻な問題であります。多くの方が入所の順番待ちをし、何年も待たなければならない状況を少しでも解消するために、多くの町民の皆様のご要望を受けて特別養護老人ホームの設置や誘致を私は提案してまいりました。最近、奈良県福祉部から社会福祉法人による特別養護老人ホームの新設について選考結果が出されたとのことですが、議会を通じて町民の皆様にご動きを明らかにしていただきたいと思っております。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 失礼いたします。6番、西川議員の2番目のご質問、「社会の変化に対応した施策を」の第1点目、「学校給食について教育委員会の審議内容及び結論は」についてのご質問にお答えをいたします。

去る4月28日及び5月25日に全委員出席のもと開催されました定例教育委員会で「中学校給食を含む学校給食について」審議をいたしました内容につきましてご報告を申し上げたいと思っております。

中学校は家庭からの弁当持参を実施しておりますが、今後とも中学校においては

親子のつながりを確認し、愛情を深める家庭からの弁当持参が適していると判断をいたしました。

今後も小学校で引き続き安全で安心な学校給食を実施してまいります。行財政改革による職員定数の適正化を推進していく中で、調理員の退職者数にあわせて学校給食業務の一部を委託する方向で、先進地事例の調査等も行い、幅広い観点から実施形態や運営方法について審議してまいります。また、中学校の昼食につきましては、小学校給食の業務委託を実施するということであれば、自家製弁当を持参できない子どもに対して、弁当給食制度もあわせて審議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 町民の生命と財産を守るための、第1番目の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の田原本町の防災計画の見直しについてのご質問であります。田原本町防災計画は平成21年6月に修正を行いました。今後の防災計画の見直しについては国の動向を見極めながら考えてまいりたいと思っております。

第2点目の具体的内容について、その1のアクションプログラムの短期達成度についてのご質問でございますが、田原本町地震防災対策アクションプログラムのアクション項目の短期158項目のうち達成項目数は92項目で、達成率は58.23%でございます。

その2の防災体制についてのご質問の、「①具体的役割の明確化を」につきましては、田原本町地域防災計画では迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため組織体制をとることとし、災害対策本部体制を始め動員体制等、各実施担当を明確に位置づけ、効率的に応急対策活動を行えるよう努めております。

「②職員への防災教育・訓練は」につきましては、職員研修は現在は行っておりませんが、今後は職員の防災に対する意識の向上を図るため、研修の実施について検討してまいります。また、隔年で田原本町総合防災訓練を実施し、土のう積み訓練や給水訓練等を行っております。

「③全町規模での防災訓練を」につきましては、田原本町総合防災訓練は、各小学校を訓練場所とし、町内の住民の皆様を始め、田原本消防団・磯城婦人防災クラブ・磯城消防署・田原本警察署・田原本町日本赤十字奉仕団・町職員等、各種団体の皆様方に参加いただき実施しております。

その3の「情報の収集の体制は」についてのご質問ですが、地域防災計画に基づき、職員の動員体制をとり、直ちに町内を巡回し被害状況の情報収集、把握に努めます。また、職員は参集途上においても建物被害等、災害の発生状況を把握し情報収集に努めます。

その4の「情報の伝達の手段は」についてのご質問ですが、平成23年度においてデジタルMCA同報通信システム設置工事を行う予定でございます。同システムは、住民の皆様へ情報を伝達する手段の一つとして最も有効な方法であると認識しております。また、その他の情報伝達手段としては、携帯電話、パソコンへの防災情報の発信システムの検討をしてみたいと考えております。

その5の「災害弱者の方々への対応は」についてのご質問ですが、平成23年第1回定例会におきまして、吉田議員から一般質問がされ、一部をお答えをいたしたところでございます。

「田原本町地域防災計画」におきましては、災害時要援護者の安全確保として、大規模な災害が発生した場合において、自力避難が困難な高齢者・障がい者・外国人・乳幼児等の安全を確保するための対策を定めております。

「田原本町災害時要援護者避難支援プラン」作成につきましては、家族や自分の力だけでは避難できない人が安全に避難できるような体制を構築する必要があり、関係機関と協働を図り、災害時要援護者を把握し名簿を作成することや、避難情報の伝達体制の整備などに努めてまいります。

その6の「自主防災組織の地域防災力の向上のための取り組みは」につきましては、自主防災組織化を高めるためには、町広報紙、ホームページで啓発を行うとともに、各自治会に出向き、自分の家族や財産、地域は自ら守るという自主防災組織の必要性、重要性を啓発するとともに、結成後の自主防災組織の育成強化に対する支援といたしましては、奈良県が実施しております「県政出前トーク」や、防災士による自主防災研修など、自主防災組織での積極的活用の支援に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 「社会の変化に対応した施策を」の2番目、特別養護老人ホームの新設についてのご質問にお答えいたします。

昨年8月に本町のエリアとなります東和・中和圏域におきまして、奈良県の第4期介護保険事業支援計画に基づいての特別養護老人ホーム整備事業者の募集が県において行われたところでございます。

本町におきましては、川西町唐院の医療法人池田医院より整備事業者としての申し込みがあり、町からの上申書を添えて県に提出しておりましたところ、今年1月に池田医院を整備事業者とするとの内定通知があったところでございます。

予定地といたしましては、西竹田地内、またベッド数を50床とする計画で、来年4月を開設予定として社会福祉法人の認可とあわせまして、現在奈良県と整備事業者である池田医院におきまして協議されているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございました。

先ほどの答弁の中で、アクションプログラムについて短期の158項目のうち、2年間で達成するという事になっておりますけれども、その達成項目が92項目、達成率が58.23%との答弁がありました。ぜひ早急に100%に向上していただきたいと考えます。そのアクションプログラムについて具体的に4点質問したいと思います。

私が訪れました宮城県松島町の野蒜^{のびる}小学校では、校舎の2階近くまで津波が押し寄せ、運動場の少し小高いところに立てられた体育館には、津波でへし折れた松の木や、約30センチ以上の泥が流れ込んでおりました。その泥などが積もり、卒業式のための紅白の幕が張られた体育館に踏み板やマット、そしてビニールシートが多く敷かれておりました。撤去作業をしておられた自衛隊員の方のお話では、被害に遭われて亡くなられた方70～80人をこの泥の上に敷いたマットなどの上に安置しておられたようであります。そして、ボランティアでこられた方が、泥まみれ

の亡くなられた方の身体や服をきれいにふき取ってあげられたそうであります。15日から20日近く体育館で安置し、身元確認のできた方から町が袋などで遺体を包んで仮土葬をされたようであります。

町が袋などで遺体を包んで土葬したのは火葬場が全壊したこともありますが、「遺体を入れる棺が準備できなかった」とのお話であります。「あっ、災害が起これるとこういう問題も起これるのか」と認識を新たにしました。

この大震災で亡くなられた方が非常に多かったこともありますが、震災が発生した場合、田原本町でも、周辺の市町村でも亡くなられる方がおられると想定いたします。

アクションプログラムの項目の中にある「遺体への対応」の遺体安置所・火葬場の確保、そして棺の確保はどのように取り組む体制ができているのか、ご報告をいただきたいと思います。

避難されている方にお聞きいたしますと、多くの不便な環境の中で、特に困ることとしてトイレを挙げられました。地震による地盤沈下や隆起、地盤の液状化などにより下水道が壊滅的な破壊をされた地域が多くありました。このことに対して、多くの市町村では次のような対策に取り組んでおられます。

避難所などのトイレ機能を確保するために下水道管とマンホールの接続部の耐震化を進めるとともに、緊急の輸送道路などの交通機能を確保するため、マンホールが浮き上がることを抑制する対策を実施する。し尿処理場などの耐震化を行う。地震のほか災害発生に対して災害用トイレの設置にかかわる協力に関して、業者と協定を結ぶ。災害用のトイレを確保する。東京都では避難者100人当たり1基の災害用トイレを確保されているようであります。汲み取りの必要な災害用トイレを継続して使用するために、し尿を収集・運搬できる車両を確保する。

以上、多くの市町村で取り組まれている対策の一端を紹介いたしました。アクションプログラムで、トイレ機能を確保するために田原本町で取り組まれて、そして達成された項目について報告をいただきたいと思います。

3つ目に質問いたします。震災後3カ月を過ぎようとする現在、なお上水道の復旧していない地域があり、大変困惑しておられます。

今回、テレビや新聞などだけではなく自分の五感で震災の現状を認識するために

被災地を訪れた際、避難生活を送っておられる方々のために飲料水をお持ちいたしましたけれども、日々の避難生活の中で不可欠な「水」に困っておられる状況は深刻なものでした。蛇口をひねれば水が出ること、そのありがたさを再認識いたしました。

この今回の東日本大震災を見るまでもなく、震災時における飲料水、食料及び生活必需品の確保は、被災者の生命を維持する上で極めて重要であります。そのため多くの市町村では多様な体制をとっておられます。例えば東京都では、災害が発生した後2日間は備蓄食料による給食を、3日目以降は炊き出しなどを行うとしておられ、必要な備蓄と食料の確保体制を維持していくとしておられます。

田原本町ではアクション項目にある飲料水、食料及び生活必需品の確保はどのように取り組まれているのか。そしてそれがどこまで達成できているのか。また災害時の給食体制はどのように取り組まれているのか、お示しをいただきたいと思いません。

4つ目に町長にお聞きしたいと思います。

田原本町を流れている大和川流域では浸水被害が頻発をしております。その中でも昭和57年8月、平成7年7月、そして平成11年8月の洪水によって、大きな浸水被害に見舞われました。とりわけ昭和57年（1982年）8月の台風9号、10号により大和川の堤防が決壊し、法貴寺を中心に田原本町北部一帯の多くの田畑や農作物が流れ、家屋の床上浸水286件、床下浸水364件、3,363世帯に甚大な被害を経験いたしました。

被害を受けられた方の話では、そのときの畳の廃棄が5,000枚を超えたと言われております。これを契機に千代と阪手の国道24号沿いにありました清掃工場を現在の場所に建設するきっかけの一つになったとも聞いております。今回の東日本大震災で出ました膨大ながれきなどの処理に困惑しておられます。その処理の費用が最終的に6,800億円程度になると国は推計をしております。今後、田原本町でも地震や洪水など、甚大な被害が発生する可能性もあると思いません。

この家屋や工場・農作物などの被害については、田原本町の防災対策アクションプログラムに「倒壊した建物等を撤去する」「災害廃棄物の処理を実施する」と明記されております。このことに関して町長にお聞きをしたいと思います。

平成27年9月30日以降に災害が発生した場合、町など行政で処理を対応しなければならない災害の廃棄物などは、当然現在推進されている建設予定の御所市との清掃工場で処理されるものと推察いたしますが、個人や事業所で処理しなければならない災害の廃棄物などは、御所市栗阪に建設予定の清掃工場に個人や事業所が持ち込むことになるのか、お聞きしたいと思います。

教育委員会に先ほど答弁いただきましたが、2点質問をいたします。

前回の3月議会で「小学校において業務委託も視野に入れて、4月の定例教育委員会に諮る」と答弁されましたが、その4月の定例教育委員会に諮られた教育委員会の『計画』とは、どんな内容でしょうか。その諮られた計画の内容をお示しいただきたい。

この学校給食、特に中学校の給食については、これまでも多くの議員の方々からここ数年、再三再四質問があるなど、町民の皆様の要望が大変高い町政上の重要な課題であります。

田原本町の給食問題を学校給食に限って言えば教育委員会が所管されますが、中学校では学校給食ではなく、弁当持参が適していると判断されたようでありますが、小学校給食業務の一部委託、またそのことに連なって、中学校で弁当給食制度についてもあわせて審議するというございますけれども、最終的にそれらの方針の決定はいつ行われるのか。注視しておられる多くの町民の皆様にお答えいただきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 平成27年9月30日以降のごみにつきまして、基本的に平常時におきましては、ご承知のように家庭からの持ち込みごみにつきましては、田原本町内におきまして中継地点をこしらえさせていただき、行政のほうで清掃工場のほうへ運ばさせていただくと。また、事業系のごみにつきましては、直接搬入をいただくということになる予定でございます。

ただ、こういった本当に大きな非常時におきましては、どうなるかというのは、これからの対応になっていきます。

と言いますのは、今回の地震でもそうですけども、倒壊したものについて、もち

ろん先ほど議員おっしゃいましたような「がれき」という言葉で、一つの言葉で処理できない部分も多々ございますが、それが道路上に出てきた場合におきましては、これは通行の妨げとなりますので、行政が責任を持った形で処分をさせていただかねばならないということでもあります。それとともに民地の中にあるものについては、持ち主の皆様方が処理をするというのが基本となってきました。こういったことについて、このごみ処理について今後費用をどうしていくのかというのは、今の時点でもまだ国のほうで決定されていないのが実情でございます。

こういった大惨事に備えましては、県が一つとなって、焼けるところで焼いていくといったことが、たぶん対応としてされていくものであろうというふうに思っております。行政としてできる限りのことは対応させていただきますし、また民間としても、個人としても、できる責任の範囲においては、させていただかねばならないところも出てこようかと思えます。

どちらにいたしましても臨機応変な対応をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 先ほども答弁でお答えを申し上げましたけれども、学校給食業務の一部を委託する方向で決定をいたしております。ただ、この一部委託という方向も早急に実施したいわけでございますけれども、実施形態や運営方法については継続して審議を重ねてまいりたいと思っております。

それから中学校につきましては、いわゆる小学校の一部委託という方向で決定をいたしましたので、弁当給食制度ということで、これも決定をさせていただきたいと思えます。

ただし、弁当給食制度でございますので、そのままどこかで栄養バランスを考えて弁当を提供したいということでございますので、このことについては事務局のほうで先進事例も詳しく調査を重ねてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。1点目のアクションプログラムの項

目の中にある遺体への対応、遺体の安置所、火葬場の確保、そして棺の確保はどのように取り組む体制がありますかということでございます。

1つ目の遺体安置所の確保につきましては、アクションプログラムの第2次奈良県地震被害想定調査結果の概要で、田原本町の被害想定分の死者は約200人から250人と想定されております。

遺体安置所は公共施設等の中から死者数に応じまして選定し、適時、施設管理者と協議し開設してまいりたいと考えております。

また、火葬場の確保、棺の確保の取り組みの体制でございますが、本町は火葬場は4カ所あります。対応し切れない場合は、県に対し県内市町村、また近隣市町村の火葬場の受け入れによる広域火葬、また棺の確保も要請していきたいと考えております。

2点目のアクションプログラムで、トイレの機能を確保するため、田原本町で取り組まれて、その達成された状況についてでございます。

アクションプログラムのトイレ機能の確保につきましては、下水道、マンホールの利用等いろんな課題もあり、また仮設トイレの設置につきましては必要に応じ、関係業者と協力し、今後検討してまいりたいと考えております。

また、し尿等、収集及び運搬につきましては、災害時に発生した緊急の収集運搬が必要となった場合、速やかに対処するため、おおやまと環境整備事業協同組合と協議を取り交しているところでございます。

3点目の田原本町アクション項目にある飲料水、食料及び生活必需品の確保はどのように取り組まれているのか。そして、どこまで達成できているのかにつきまして、また災害時の給食体制はどのようにということでございます。

現在備蓄品につきましては、指定避難所で保管しております食料品等の消費期限のあるものにつきましては、期限に近づいた備蓄品から学校等に配布し試食していただき、その分を新たに購入し補充しております。

アクション項目のどこまで達成できているのかにつきましては、備蓄場所の確保につきましては指定避難所を確保しております。また、現時点での食料の備蓄数につきましては、2013年度のアクションプログラムの具体的目標値の2万食を達成しております。また、災害時の給食体制の取り組みにつきましては、備蓄品は各

指定避難所に保管するものを使用するほか、ボランティアの協力を得て、不足する避難所等へ輸送し、また調達食料は調達した業者により避難所へと直接輸送し、いずれも避難所内の住民組織、また住民各種団体、一般ボランティア等の協力を得て給食体制を取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） これまでも答弁をいただいているわけですが、疑問や不明な点もありますので、今後担当課で具体的にお聞きをしたいと思っております。

川本教育委員長に私の意見を述べまして要望しておきたいと思っております。

ご存じのとおり、教育委員会は地方行法などの法に基づいて自治体の長から独立した行政委員会であり、自治体の長から独立したことによって教育行政の中立性等を確保されております。

例えば、この業務委託を含めた田原本町の学校給食のありように関する教育委員会の決定は、田原本町の幼稚園、小学校、中学校のすべての子どもたち約3,000人余りに影響を与えます。また、町民である保護者の皆様に、その決定は拘束を与えます。

私は愛情弁当論を否定いたしませんけれども、成長期のすべての子どもたちの心身ともに健やかな成長のために、社会の変化を直視すべきであると考えております。日本では少子化が進み、核家族化が進行し、経済情勢が不透明な中で、共働きの家庭が増加をしております。中学生の保護者が早朝から毎日弁当をつくるには大変負担な社会になってまいっております。

保護者が弁当をつくりたくても、時間的にも、経済的にも、困難な状況に置かれている子どもが増えてきております。弁当を持参している子どもの保護者の中にも大変負担が大きいとの声を多くの方からお聞きしております。

私の経験で言わせていただきますと、朝の食事、朝食を食べさせてもらえない子どももいることを、私は田原本町の学校に勤務させていただいて、実際に見てまいりました。そういう状況が社会の変化の中で表れてきております。そのためにパンやコンビニ弁当などの簡単な昼食で済ませている子どももおります。

高齢化が急速に進んでいく中で、私は田原本町の活性化の一つとして、一人でも

多くの若い方々に住んでいただきたいと考えております。そのため子どもを生き育てるために、共働きをするのにも、子育てをするのにも、条件の整った田原本町をつくるために、ぜひ教育委員会の主体性・独立性を持って、どんな田原本町をつくるのか、そのために教育行政はどうあるべきか検討していただきたいと思います。

今後引き続き審議をされるわけですが、ぜひ給食、福祉給食、あるいは災害時の食事の提供など、町の給食全体のありようも含めた広い視点に立った観点で、学校給食はどうあるべきかを検討いただきたいと思います。これは要望しておきます。

防災体制について町長に提案したいと思います。

田原本町では「安全防災係」が設置をされておりますが、私は「係」ではなく危機管理課、できれば危機管理室を設置することを提案したいと思います。そして早急に町民の皆様の生命と身体・財産を守るために、今回の東日本大震災を教訓にとらえ、地震・豪雨・洪水などの災害に対する防災体制の見直しや、ひとたび災害が発生したときの指揮命令系統を具体的に明確にし、縦割り行政による弊害をなくすこと、職員の初動体制の整備をすることなど、万全な防災体制の確立に取り組むべきであると考えます。

このように危機管理室が先頭に立って、先ほどのアクションプログラム、これの全項目の達成など、防災に対処する体制を確立することが私は必要だと思えます。

この提案について、町長のお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご提案ありがとうございます。今できる限りの防災体制はとっていききたいというふうに考えておるところでございます。ただ、今ここで安全防災係につきましても、現在初めてこの4月から独立をさせていただいて設置をさせていただいた係でございます。そういった意味におきましても、これをどういうふうに活用していけるか、今後の課題として今初めてお聞かせいただいているところでございます。

危機防災課につきましても、その必要性につきましても、実はもう2年ほど前から、庁内では議論が上がっているところでございます。防災課の設置をするべきかどうかというところで、また県のほうとも相談をし、また県警とも相談をさせていただきながら今後対処をさせていただきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、東日本大震災において3月議会の閉会日、大震災が発生、多くの方々が亡くなられました。また、日本経済に大打撃を受けました。これからは人間中心の共生社会に転換しなければならない時期だと思います。

今回の震災で、住民からは「田原本町は何をしたか」とよく聞かれますが、何を援助したか、人材を派遣したか、よろしくお答えください。

阪神大震災を契機にボランティア活動の重要性が認識されてきましたが、災害が発生したときばかりでなく、ホームヘルパーの不足を補完するためにも、日常的、恒常的にもボランティアの活動が期待されるのではないのでしょうか。そのため町の職員が積極的にボランティア活動に従事できるような仕組みづくりが必要ではないかと考えます。

職員の自発的な意思に基づく活動であること。無報酬で営利を目的としない公益性を有する活動であること。特定の思想、宗教や政治に関する活動でないことなどの枠組みは必要でしょう。

また、隣のひとり暮らしのおばあさんの生活支援のためといった訪問先を任意に選択するのではなく、長寿介護課とか、社会福祉協議会に申し出て訪問先の指定を受けるとか、活動内容の指示を受けるなどの制約も必要でしょう。

いずれにしても、町の職員が率先してボランティア活動に従事するならば、その輪は町民の間にも広がるのではないのでしょうか。何らかの形でボランティア支援制度を充実していくことについて、本町はいかがお考えかお伺いします。

2、公共施設の震災対策について。役場庁舎を始め公共施設の震災対策について質問いたします。

地震その他災害が発生した場合には、役場庁舎は、その対策の指令本部となる重要な施設であります。また、日中は大勢の職員が勤務し、住民が訪問する場所でもあります。避難所となっている公共施設の地震に対する強度が不足し、いざという

きに利用できなくなるようなことがあつては、住民を守ることはできません。明らかに地震に耐えられそうにないと思われる施設も見受けられますので、現在の耐震基準による町の施設の適合状況をお知らせ願います。

また、厳しい財政状況であることは、私も承知しておりますが、補強工事、改修工事を早急に実施すべきであると考えますが、どのような計画で実施されるかお答えをお願いできますか。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 7番、竹邑利文議員の第1番目、東日本大震災においてのご質問にお答えいたします。

第1点目の本町はどう行動されたのかのご質問でございますが、本町といたしましては、被災地への援助物資等につきましては、3月17日、22日、24日に、缶入りパン1,794缶・おろしリンゴ312缶・アルファ化米1,000個・備蓄水（500cc）を1,200本・紙おむつ（新生児用・成人用）1,164枚・簡易トイレ124個・便収納袋セット1,000セット・非常用飲料水袋（6リットル）500袋、また、田原本町議会、田原本町職員組合等からも義援金を振り込ませていただきました。

義援金の受付場所といたしましては、町役場及び町社会福祉協議会等で受け付けをしており、4月末までの義援金の合計金額は1,094万5,454円を日本赤十字社奈良県支部へ振り込みいたしました。

また、人材派遣につきましては、健康管理、給水作業等の業務に、6課より11名の職員を派遣いたしております。今後も派遣予定でございます。

第2点目、「ボランティア制度の充実についての本町の考え方は」のご質問でございますが、阪神・淡路大震災におけるボランティアの役割が広く認知されたことから、国家公務員を始めに各自治体におきましても「ボランティア休暇」が設けられるようになり、本町におきましても、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において特別休暇として、年間において5日の範囲内で被災地支援のための休暇を認めており、支援活動の推進を図っているところでございます。

次に、第2番目、公共施設の震災対策についてのご質問にお答えいたします。

第1点目、耐震基準の適合状況についてのご質問でございますが、本町の公共施設の耐震対策につきましては、現在、学校を除く公共施設の耐震化率は78.3%であります。また、学校の平成22年度の耐震化率は66.7%で、今年度に予定しております小学校の耐震補強を実施いたしますと73.8%になります。

第2点目、補強改修工事の実施計画についてのご質問でございますが、学校を除く公共施設の実施計画につきましては、町民、施設利用者の生命、安全を守る責務がありますので、特に耐震診断の結果、耐震性が不十分とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位づけを行い、財政事情等を十分考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

また、学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、地域住民の避難場所でもあり、耐震性の確保がより一層求められている建築物であることから、平成27年度までに耐震化率100パーセントを目標に平成18年度から「各小・中学校耐震補強工事年度別計画」に基づいて改修を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。1の（1）の質問に関して、支援とは、人・物・金であり、新聞紙上では他の自治体の行動はよく掲載されているんですけども、本町の行動はほとんど見受けてませんけれども。よいことをやっているのに、まあ新聞が無理なら町広報にでも、町民に広くアピール、広報をできませんか。その点ひとつよろしくお答えください。

1の（2）のことに、今回の震災に対してボランティア制度を活用された方はいるかどうか。よろしく申し上げます。

2の（2）の質問に関して、大規模災害になれば避難場所は、現状、学校関係ですが、小規模災害では、各自治会の自治会館、公民館、集会所となります。過去に私も笠縫地区でも、地下のガス管から漏れが発生したとき、警察・消防より住民が集団で集会所に避難したことがございます。これらの建物を順次、計画に導入してくださるような計画があるかどうかお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 1点目の住民さんに見えるということでございます。今後広報とかの形で周知していきたいなと考えております。

2点目のボランティアの利用でございます。現在これを利用した職員はございません。

3点目でございます。学校施設、公共施設、諸々ありますけども、この分につきましては十分今後検討していきたいなと考えております。

○議長（松本宗弘君） 避難に対してのことですよ。（「だから今後は各自治会の集会所とか、公民館、これは計画があるかどうかを、さっき言うたので」と竹邑利文議員呼ぶ）

総務部長、避難に対しての耐震の計画があるか、ないかだけは教えてください。

○総務部長（松田 明君） 公民館につきましては、まず自治会さんが所有するものでございます。したがって、町といたしましては、今のところは考えておりませんけども、耐震化につきましては今後検討していきたいなと考えております。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。（「いや、もうこれで結構です。ありがとうございます」と竹邑利文議員呼ぶ）

以上をもちまして、7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きます、3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 1、町長のまちづくりについて質問させていただきます。

先月、都市計画の市街化地域に編入された西竹田の一角に、モーターボート競走の場外舟券売場（ボートピア）が進出してくるという話を伺いました。

業者が地元説明会を今年の2月に西竹田自治会と十六面にしたこと。十六面自治会は翌日「建設反対の返事」をされたこと。4月にも西竹田自治会に再度説明会をされたと聞いております。

ボートピアとはどういう施設なのか、少し調べました。全国で開催しているモーターボート競走を画面に映し出し、その場で勝舟投票券を購入し、競艇を楽しむ施設です。今、全国に30カ所設置されていて、中には365日、モーニングレースからナイトレースまで楽しむことができる場所もあります。

これまでは大阪まで出かけて競艇を楽しんでいた人も毎日できるようになります。

また、だれでもこんな身近にギャンブル施設があると、興味や関心はおのずと高まります。借金をするほどにのめり込んだら、生活破綻が起き、ひいては家庭を崩壊させます。これがギャンブルの怖いところです。

私が気になるのは子どもたちへの影響です。キッズルームまで設けられていて、子どもを連れて遊びに行くことができます。ギャンブルの世代間継承が狙われています。

この間、「ボートピア設置反対」の署名をお願いしたところ、たくさんの方が「孫のこと考えたら、こんなつくったらあかん」「ギャンブルはあかんがな」「反対運動をしてくれる人が出てくれるん待ってた」と言って署名を集めてくださいました。あっという間に、100筆、200筆と集まってきました。皆さん心配されています。大人が楽しんでいたら「俺もやってみたい」となるのは当然です。

こんな施設が町内にできたら、中学校の生活指導に大きな負担となります。青少年の健全な育成を願っておられる方々にとって心配の種になります。私は本町にボートピアは必要ないと思います。

本町のまちづくりの基本となる第3次総合計画は、「自然と歴史、文化によるまちづくり」を目指していると表明されています。ギャンブル施設をつくるとは一言も書かれていません。私はギャンブルとは相容れない、文化度の高いまちづくりを目指していると書いてあると思います。そこで町長の見識をお尋ねします。

1、ボートピアというギャンブル施設が子どもたちの成長に悪い影響を与えないと思いませんか。

2、町長には、まちづくりと相容れない施設に反対する権限はありませんか。

2点目、テレビのデジタル化対策について。

3月議会の終了した3月11日午後、テレビに映し出された津波の映像は目を疑うほどの自然の威力を見せつけました。その後、被害の大きさを次々と私たちに伝えてきました。今、私たちの生活の中でテレビから受け取る情報量は膨大です。それだけテレビの影響力は大きく、テレビなしで生活することは考えられない状況です。そんな中、政府は地上波テレビのデジタル化を進めています。

その目的は「デジタル化で多様なサービスを実現する」「電波の有効活用」「世界の潮流」「情報の基盤」だそうです。これまでの放送で満足されている方にとっ

ては全く関係のない目的です。国の勝手に進めている地デジ化は、国が責任をもって対応することは当然です。しかし、実態は国民にすべての負担を押しつけて進めようとしています。

「新しいテレビを買い替えるお金がない」「まだ先の話、考えてない」というご意見を聞いています。しかし、もうすぐ実施されます。本当に7月24日までに地デジ化への変更に対応できるのか心配しています。

昨年6月議会で、生活保護世帯などに対する支援策への対応についてお伺いしました。そのとき、町は「健康福祉課窓口でチラシを置いている」「生活保護世帯については、中和のほうですべて把握している」「個人への広報については身体障がいの方が窓口に来られましたら、十分にこの説明は窓口で対応している」と答弁をいただきました。

町が積極的にお知らせするという姿勢は全く感じられない姿勢でした。本当にこんな「チラシを置いている」「来られたらお知らせする」という対応で大丈夫なのでしょうか。

政府や東京電力に何か都合の悪いことがあれば「想定外」と言い、国民に都合が悪いことが発生したときは「自己責任」と片づける今の状況に問題ありと考えていますが、地デジ化対応をできなかったとき、町は「自己責任」で済ますつもりではないかと心配しています。

その後、市町村民税非課税世帯への支援が追加されました。町民税非課税世帯の中で、NHK放送受信契約を締結する意思のある世帯に対して、簡易チューナー1台を無償給付するというものです。7月24日消印有効ですが、「6月20日までにお申込みください」となっています。この制度は、町が対象者を把握されている非課税世帯へのサービスです。利用できる対象者に利用を促す役割は町が果たさなければならないと思います。

7月24日には地上波デジタル化が実施されます。そのとき、町内にテレビを見ることができない「情報難民」が出てきはしないかと心配しています。町として「情報難民」を出さない対応をされることを期待して町長に質問します。

- 1、本町の地デジ化はどこまで進んでいますか。
- 2、NHK放送受信料全額免除世帯への支援を対象者全員に対応できましたか。

- 3、町民税非課税世帯は何軒ありますか。
- 4、市町村民税非課税世帯への支援を対象者に直接周知されましたか。
- 5、受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設対応は済んでいますか。
- 6、本町で「情報難民」は発生しませんか。

2以外は所管の委員会に属する事項ですので、総務文教常任委員会で答弁をいただくこととします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 3番、森議員の第1番目、町長のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

本町のまちづくりにつきましては、自然環境の保全に努めながら、地域の特性に合った土地利用を図り、新しい都市機能拠点づくりなどの長期的な展望のもと、公害の防止、自然環境及び農地、歴史的風土の保全等に万全を期するとともに、計画的な土地利用の促進を図りたいと考えております。

先月、市街化区域に編入いたしました準工業地域の本地区は、平成25年に京奈和自動車道一般部が供用開始を目指して施工されており、主要地方道桜井田原本王寺線が交差する交通の利便性が高い地区であり、このような利便性を活かし、流通、工業等の新たな都市機能の形成を目指しております。

現在、西竹田、十六面地区に場外舟券売場についての地元説明会がされているようですが、当該地区は、店舗、工場、事務所等の幅広い建築物の用途が可能であり、選択肢の一つと理解をしております。

このことからご質問の施設については、長い期間で見た場合どうなのかなど、いろいろな角度から精査する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第2番目、テレビのデジタル化対策についてのご質

問にお答えいたします。

「NHK放送受信料全額免除世帯への支援を対象者全員に対応できましたか」のご質問でございますが、生活保護などの公的扶助を受けている世帯や障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯などのNHK放送受信料全額免除世帯で、地上デジタル放送が視聴できない場合に簡易な地上デジタル放送対応チューナー1台の無償給付の支援制度が実施されており、本町も制度の周知を図っているところでございます。

この対象者は平成22年8月時点で174件であり、その後の数値は公表されておりません。また、平成23年5月時点でのチューナーの無償給付申請は157件と聞いております。この差につきましてはテレビを購入されたことも考えられるところでございまして、対応が進んでいるという形の認識いたしております。

以上でございます。（「ちょっと答弁漏れ違いますか」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 森議員の質問には、あえて答えなかったつもりでありまして、総括的なご返事をさせていただいたところでございます。

と言いますのも、今現状におきまして、ご承知のようにそういう噂があるということとは私自身もお聞きはしております。あくまで西竹田の皆様方から、そういうお話があつて相談があつたということでございますが、行政に対して何らアクション等も起こされていないところでございます。今の状況の中にあつて、私自身がこれ以上の発言することは、私はできないというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） 答弁ありがとうございます。まあ、たぶんそういうふうにおっしゃるだろうなとは思っておりましたけれども。

本当にね、まだ決まってないというふうにおっしゃいますけれども、これ話が持ち上がっているというのは事実なんですね。それで国のほうの決まりとしては1キロメートル以内にそういうギャンブル施設とか建設してはいけないということになっておりますが、この予定されている西竹田地域の1キロメートル以内に平野小学

校がありますよね。本当にこんなところに進出させてもいいのでしょうかという疑問がすごくあります。

それから大きな選択肢の一つというふうに理解していますというふうにおっしゃられましたけれども、この答弁を聞くと何か決まっていなと言いながら、かなり進出を可能にするような雰囲気として私は受け取ったのでございますが、本当に子どもを大切に思っておられますかということが聞きたいです。

ボートピアが来たら町の財政も多少なりとも増えると思っておりますし、そういうふうにご考慮されると思いますが、その反対に、だれもが願っている健全な子どもの育成というのが本当に保障できるのでしょうか。できるなら、その根拠を教えてくださいたいと思います。

もう1回しますから、2回目の質問はそれで。

○議長（松本宗弘君） 2回目の質問は終わるということですか。

○3番（森 良子君） はい、2回目の質問をこれで終わります。

子どもの育成というのはね、健全な育成が保障できるのでしょうかということ。できるならその根拠を教えてくださいたいということです。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 1点目の質問、小学校の1キロメートル以内には建設できないんじゃないかということでございます。

私自身も、もとより浅学非才でございますので、その件につきましては知りません。もしこれが本当の話であれば調べなくてはなりません、できないと言ふならばできないんでしょう。だから建てることは不可能なんでしょう。そういうことだと思います。よろしいですか。

それから選択肢の一つということでございます。これは私はそう思っております。なぜならば、準工業地帯に線引きを見直す、市街化調整区域から市街化編入をするということは、こういうことであります。

工場であれ、店舗であれ、ボートピアであれ、法律の中において民間で可能なものは手を挙げてこられるということでもあります。ただ、それを取捨選択するのは、地域であり、地権者であり、そして行政であります。それは今後の課題でありまして、選択肢の一つということは否定はできません。

それから財政が潤うかどうかということにつきましても、私は全く理解をいたしておりません。もちろん固定資産税が入るという意味におきましては、幾らかのプラスにはなることであろうかと思えます。

それから子どもの育成という意味につきまして、私が理解しておりますのは、個々、あるいは洋の東西を問わず、ギャンブルというのは昔から存在をしてまいりました。そのように考えますと、ギャンブルというのは人間の本能の一つであるのかもしれない。

幸い、私は全くギャンブルとかは何十年もしたことがありません。それで競艇につきましては、私、以前、若いころに何度かやったことはありますが、こちらに書かれている、不安視されている子どもの出入りであったり、お酒ですね、そういったものの提供は、昔は絶対にされなかったものでありますので、これが本当なのかなと逆に私は疑いながら見ているところであります。

実は、私はおととい、元町に行く用事がありまして元町に行つてまいりました。そうしますと、駅前、角、角にガードマンが立っておられて、そして「JRA」と書いた服装の職員が、ちりとりと、そしてほうきを持って、もうずっとお掃除をされておられました。ごみ1つ、吸いがら1つ落ちてない。

要するに悪いイメージがあることをわかりながら、それを払拭しようとJRAとしてはギャンブルに対するイメージアップのために、そういうふうになっているんだというふうに思いながら、これだけやっておられれば、交通の安全も保たれるだろうし、住民の安全も十分に保たれるんだというふうに思いながら帰つてきたところでございます。

それと見ておきますと、私が見ましたのは馬券売場でありましたが、その中に入られる方々と、外へ出て来られる方々、そんな出入りはありますけれども、それ以上のものについては直接ないというふうに考えて、住民の皆様との直接の接触はないというふうに考えておりますので、もしできたとしても、これが子どもの健全育成に対して大きな影響を及ぼすものであるのか、ないのか。私は今理解はしておりません。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

確かに見た目は清掃も行き届いておりますし、何の問題もないかなと一瞬そう思われがちです。私もボートピアのほうは現地に行って見学してまいりました。そこには子どもも入ってました。お酒を持ってるおっちゃんも、飲みながらというのもありました。だから、その場では見ても何の問題もないなというふうに見えても…、まあ問題ありますけどね、子どもが入っていることは。ですけれども、やっぱりギャンブルということは、寂しさ、孤独、きっかけがね、寂しさとか孤独とよく言われます。寂しいときに、きちんと寂しいなと感ずることができて、だれかにその気持ちを伝えて甘えることができる人は、まず何か依存することはないと言われてます。

親がギャンブル依存症になったとき、子育てへの熱意は薄れていきます。そして子どもは、先ほど言った寂しさや孤独に陥ったとき、親と同じように依存していくというギャンブル世代間継承が起こってきます。そういう目には見えない深いところを察してほしいと思います。

それと町長には、「まちづくりと相容れない施設に反対する権限はありませんか」という質問なんですけれども。田原本町にはパチンコ店等及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例というものがありますね。その中には、ご存じとは思いますが、「青少年の健全育成に資することを目的とする」ということで、しっかりと町長は、これをやめる、やめますということが言えるという権限があります。こういう立派な権限があるのですから、今こそ町長はこの権限をしっかりと使うときではないでしょうかと思います。

町民の方の意見も、この間いろいろと聞かせていただきました。ある方は、「パチンコ屋もなくしてほしいぐらいやのに、ボートピアをもってくるとは何てことだ」というふうにおっしゃる方もいました。「署名でも何でもするで」とおっしゃってくれたけれども、既に請願署名は提出された後でした。だからほとんどの方が、このボートピア進出に関しては反対の意思を示されておられると私は受け取りました。

だから町長は、これを検討するということですが、拒否する権限もおありなので、どうか良識ある町長のご判断を大いに期待しております。

もう1回だけ、町長は拒否……、質問してもいいんですね。

○議長（松本宗弘君） いや、違うんですよ。今、ですから町長に対する答弁をもら

うわけでしょう。もらったらいわけですね。「期待します」で終わってますけども、町長の答弁をもらいたいわけでしょう。それで終わりですので、3回目ですから。

○3番（森 良子君） はい。もう1回、はっきりとお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 当初申し上げましたように、今の状況はそういうお話があるという話をお伺いをしているだけであります。本町の条例にありますのは、風営法に反するものに対して拒否することができるというものでありまして、これは風営法に引っ掛かるべきものではございません。ですから、今、私におきまして反対する権限はございません。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、3番、森議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。私は4点にわたって質問させていただきます。

まず第1点に人事評価制度についてであります。町長は3月議会で、今年度から新しい人事評価制度を導入すると発表されました。そこで、その目的と効果・結果について質問いたします。

新制度の目指すものとして、「人材育成の必要性」が第一に挙げられています。住民サービスの向上を図るには人材育成、すなわち「人づくり」が唯一の方法である。どういう職員像を目指すのか。

それは、1番目として、まごころを込め住民目線に対応する職員。2番目として、創意工夫し広い視野をもつ職員。3番目として、課題・解決を意識し所属を超えた連携を大切にする職員。4番目として、積極的な自己啓発に取り組む向上心ある職員となっています。このような職員ばかりになったら、素晴らしいと思います。

今回の人事評価の要素は3つあります。1つ目が業績、2つ目が能力、3つ目が態度の三要素です。

業績については、「自らの目標に対してどこまで到達したのか」の絶対評価をす

るとなっています。

簡単にできるように書いてありますが、実際には難しいんです。現場もあれば事務方もあります。配属された部署ごとに仕事の内容は異なります。同期に入った職員でも部署によって評価が違ってきます。異動すると、同期であっても長年経験している人と新しく配属された人では評価は違ってきます。

今回の大震災でも明らかなように、災害があれば町の職員は、家庭は二の次にして災害復旧のために力を合わせることを求められます。そんなときに給料や昇進に関して説明のつかない差があれば、必要のない溝が生じることを心配します。

町長は今回導入する人事評価制度を「成績主義が原則の制度」と説明されました。営利を追求する民間企業ではない町の人事評価に「成績主義」は不釣り合いです。

そこで質問します。成績主義を導入する目的は何ですか。この制度を導入して初期の目的を達成した自治体はありますか。答弁を求めます。

ここ数年の間、「勝ち組み、負け組み」という区別をつけて競争をあおり、「人を蹴落としてでも先んずる」、そういう姿勢を評価するという風潮がありました。しかし、今回発生した大震災は、人は周りの人たちと力を合わせないと生きていけないということを明らかにしました。さまざまな能力や体力の持ち主が手を携えてこそ大きな力を発揮することを教えてくれました。「競争」は人を蹴落とすのではなく、お互い成長するための切磋琢磨する競争こそが大切であるということです。

私は民間で働いていたときに部下を評価していました。しかし、そこには総額を提示されていて、その中で優劣をつけるというものでした。一人の人の評価を上げると、別の人々の評価を下げざるを得ないことになります。こんなことをして「力を合わせて」仕事ができますか。チームワークは保てません。

そこで質問します。この人事評価で毎月の給与についても影響が出るのか。総額方式や枠配分方式に拘束されるのか。答弁を求めます。

成績主義賃金と社員の健康はどのように関係しているのか。富士通総研が2003年から2007年のデータを分析した結果を報告しています。結果は、賃金格差の拡大による職場環境の変化と社員の健康の間には「強い因果関係が存在する」。特に、同年齢内の較差が大きい企業ほど「社員の健康状態が悪いこと」が確認されました。「社員の健康を維持して、長期的な成長を実現させるためには、日本の従

来型の経営のメリットを再認識する時が来ている」と結んでいます。

今回導入を予定している人事評価制度は、もう過去のものです。業者の口車に乗って、エンジンをぶら下げたり、力づくで強制するような制度を導入するのではなく、働くことに意欲を持てる職場にすることが町長の果たすべき役割です。「成績主義人事評価制度」を撤回されることを求めます。

2番目、学童保育について質問します。

これまで学童保育について質問をしてきました。その中で町は、「近年著しく少子化傾向が続いており、我が国の将来の社会、経済等に大きな影響を与えることが懸念される中、子ども達を安心して生み育てるようにすることは、地域づくり、まちづくりの基本であります。そういったことから、学童保育は子どもにとって家庭的な雰囲気や安全な遊びを通じて生活指導を行い、健康でよい習慣を身につけること、子どもの視点でよりよい親子関係を築いていくためにも大変重要な事業であると考えています」と学童保育を高く評価されています。

ところが先月配布された「第3次総合計画実施計画（平成23年度から平成25年度版）」には、「平成24年度からの民営化を検討する」と書かれていました。大変びっくりしました。昨年の12月議会では「指定管理者制度の導入を視野に入れている」と何回も答弁されていました。

そこで質問します。町は学童保育をどうしようと考えているんですか。答弁を求めます。

寺田町長になられてから、いろんな「改革」がなされてきました。しかし、「なぜ、どうして変えるのか」の説明はほとんど受けていません。理由は、いつも後づけです。本町の学童保育は既に15年間運営されてきました。近隣市町村に先んじて導入されただけでなく、内容も大変充実したものになっています。その間ノウハウも蓄積され、順調に運営されていると認識しています。指導員さんも指導員としての役割を十分発揮していると認識しています。

ちなみに、厚生労働省が示している指導員さんの役割を少し説明しておきます。7つもの役割が挙げられています。

1番目、子どもの健康管理、安全の確保、情緒の安定を図ること。

2番目、遊びを通じての自主性、社会性、創造性を培うこと。

3番目、子どもが宿題など学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

4番目、基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

5番目、家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

6番目、児童虐待の早期発見に努め、福祉的介入が必要とされるケースでは関係機関と連携して対応すること。

7番目、その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

これだけの役割を果たすためには専門的な知識とともに、情熱と経験が必要です。私は今の学童保育指導員には、学童指導員として求められる知識と経験を備えておられると思います。何よりも子どもへの強い思いを持っておられます。

そこで質問します。今の指導員さんに何か問題があるのでしょうか。どういう理由で現行の学童を変えられるのですか。答弁を求めます。

町長は、よく「どの方法をとっても一長一短がある」とおっしゃいます。そこで、これまで検討されてこられた、現行の学童と指定管理者制度を導入した場合と民営化した場合の一長一短についてご披露されることを求めます。

学童保育の役割は子ども達にとって家庭に代わる「毎日の生活の場」を提供することです。安定性、継続性が一番大切なんです。今回のように来年どうなるのかわからないという状態のまま放置されていること自体、不安を与え、家庭で安心して過ごす環境を破壊しています。去年の12月議会のような全く説明のない答弁に終始するのではなく、何が問題でどのように解決していくのか、ちゃんと説明されることを求めるものです。

3番目の学校給食に移ります。

昨年3月の衆議院文部科学委員会で、政府参考人が「発注者が請負事業主の労働者を指揮命令した場合には、いわゆる偽装請負に該当する」と答弁されました。

「発注者が業者の作業工程に関して作業の順序、方法などの指示を行ったり、あるいは、労働者の配置、労働者一人ひとりへの仕事の割付等を行えば偽装請負になる。口頭でも文書でも同じである」という厚生労働省の見解も示されました。

ここに、独立行政法人日本スポーツ振興センター（昔の学校給食会）が発行している「学校給食において発生した食中毒事例集」があります。

この中に、平成22年度に発生したノロウイルス食中毒事件というのがあります。たくさんノロウイルスや、いろんなサルモネラ・カンピロバクター、病原大腸菌等がありますが、その中で1つだけ挙げさせていただきますが、平成8年度から平成20年度の間には発生した食中毒事例集が載っています。34件の食中毒事件の経緯と問題点などが書かれています。その一例として、平成19年4月に発生したノロウイルスの食中毒事件をご紹介します。

児童・教職員139人のうち27人が食中毒を発症しました。「アスパラベーコン」がノロウイルスに汚染されていたと結論づけられています。この事件で、市教育委員会の衛生管理指導体制が不適切であったと指摘されています。教訓として、「市町村教育委員会は、学校給食の実施を各調理場に任せるのではなく、学校給食実施者である市町村教育委員会自ら調理場の実態を把握し、具体的に指導する必要がある」「学校給食調理員に対する指導は、実際の調理作業に基づき実践的に指導することで理解度が高まる。特に、栄養教諭等未配置の調理場の学校給食調理員に対しては、市町村教育委員会の担当者が計画的に巡回し、実地指導する必要がある」「全面委託であっても市教育委員会が学校給食実施者であるため、委託業者に対して定期的に立ち入り調査を行うことができるよう契約時に指導する必要がある。また、必要に応じて調理作業中にも立ち入ることができるよう契約時に取り決めることが望まれる」と書かれています。

教育委員会の責任がそこまで求められています。ここで問題になるのが「直接指導」です。小学校の給食業務を民間委託した場合、日本スポーツ振興センターのこの食中毒防止対策の指摘を実施するためには偽装請負にならざるを得ないことになります。

そこで質問します。教育委員会は学校給食衛生管理基準や労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準、それらに基づいて学校給食のありようを検討されていますか。

また、「学校給食において発生した食中毒事例集」に、「全面委託による弁当方式の課題」という項目を設けて、次のように書いてあります。

2つ問題点が挙げられていまして、1つは衛生面の観点から、弁当給食を原因とした食中毒事件は、平成16年度以降、平成20年度までの間に3件発生している。いずれも委託契約時及び契約後の継続した衛生管理指導が不十分であり、さまざまな衛生管理上の問題点が指摘されていた。弁当給食は加熱した料理もすべて冷却してから弁当箱に詰める必要があるが、調理食数に対して真空冷却機の台数が少なく、冷却能力も低く、実際には食中毒菌が最も増殖しやすい30℃程度までしか品温が下がっていなかった事例があった。また、弁当箱に1食分ずつ盛付ける作業が必要であるため、調理後2時間以内に食べることが困難であることも多い。全面委託による弁当方式であっても、学校給食として実施するからには「学校給食衛生管理基準」に基づいた適切な衛生管理のもとに調理されなければならない。食中毒事件が発生すると、被害を受けるのは児童生徒である。その責任が学校設置者である市町村教育委員会であることは明らかである。

また、過去において学校給食用の弁当給食を調理して食中毒事件を起こした業者は、社会的信頼を失って経営が困難となり、すべて廃業に追い込まれている。「学校給食衛生管理基準」を遵守できない業者に弁当給食の調理を委託した学校給食実施者の責任は大きい。

こういう衛生面の観点からの指摘と、もう1つが食育推進の観点からの指摘があります。

食中毒を起こした中学校給食は、「弁当給食」か「家庭からの弁当持参」の二者択一である。これは「学校給食実施基準」に示している「在校するすべての児童生徒に提供すること」、「1週間のうち原則として5日提供すること」といった事項に合致していない。学習指導要領でも食育の推進が総則に位置づけられ、すべての教育活動を通じて食育を推進することとしている。学校給食は食に関する指導の重要な教材であり、全員を対象として実施することが望ましい。また、個人の食べる量に応じた配膳や温かい献立は、温かく提供できる食缶方式での実施が望まれると明記されています。

食育の推進が学校給食法に明記された現時点では、この指摘の重要性はさらに増えています。

そこで質問します。町長は弁当を持って来れない生徒に対してどのように対応さ

れますか。

最後に、新保健センターについて質問します。

今年、保健センターを宮古の健康づくり財団の建物に移転することを発表されました。この間、何回か国保中央病院に行く機会がありました。平日の午前中は大変多くの車が駐車していて、第2駐車場までもいっぱいのあるときがありました。新保健センター稼働時は、この病院の駐車場を利用することは不可能です。

そこで質問します。国保中央病院の駐車場の稼働率はどうなっていますか。新保健センターを利用する方はどこの駐車場を利用するのですか。

町長は、2期目に向けて「未来を担う子どもたちのために」というスローガンを掲げておられました。ところが、学童保育においても、学校給食においても、現在の状態よりも悪くなる方向へ向けようとされておられるように感じます。「予算がないから」「財政が苦しいから」「退職不補充だから」という勝手な理由のもとに、町の責任を逃れる方向へ、サービスを後退させる方向へ進めようとされています。

その結果、お母さん方が喜ばれるのでしょうか。子ども達が喜ぶのでしょうか。職員の皆さんが働く喜びを感じられるのでしょうか。私にはそうは思えません。なぜなら、人は機械やものと違い感情があるからです。仕事を任せ、責任を果たし、喜んでもらうことで働く喜びを感じ、正当に評価されることで納得します。子どもたちを育てるには、ある程度のお金がかかります。このお金はコストではありません。投資です。町の人事評価制度にも書いてあるように、町のために働く人々が「町の財産＝人材」です。町長が財政削減第一から、人材育成第一に転換されることを切に求めます。

子ども達へ必要で十分な投資をされることを求めて、私の一般質問といたします。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） それでは9番、吉田議員の第3番目、学校給食についての2点目、「町長は、弁当を持って来れない生徒に対しどのように対応されますか」につきましてお答えをいたします。

中学校給食につきましては、自家製弁当を持参できない生徒に対しては弁当給食を導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 第1番目、人事評価制度について、第1点目の「成績主義を導入する目的は何ですか、この制度を導入して初期の目的を達成した自治体はありますか」とのご質問にお答えいたします。

現在、地方公共団体では厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築することが求められています。地方公共団体が限られた職員数で継続的に行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮することが不可欠であります。このため、職員が発揮した能力及び達成した業務実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づき職員の特性を踏まえた人材育成を行うことにより、職員のモチベーションを高め、組織の士気や公務能率を向上させることにより、町民の期待に応えられる行政サービスを提供することを目的にこの制度を導入するものであります。

次に、「この制度を導入して初期の目的を達成した自治体はありますか」とのご質問でございますが、県内の自治体で、平成21年度におきまして人事評価であります勤務成績の評定を実施しているのは5市9町3村の計17市町村であります。各団体が本町と同じく行財政の効率化や人材育成の重要性を念頭に実施していると考えます。17市町村ともそれぞれ導入開始から現在まで継続して実施していることから、各市町村では初期の目的を達成しているものと思われまます。

次に、第2点目の「この人事評価で毎月の給与についても影響が出るのか、総額方式や枠配分方式に拘束されるのか」とのご質問でございますが、この評価は、職員の職務上の行動や仕事の成果及び結果などの事実を評価基準に基づき絶対評価を行うものであります。本年度より試行を開始し、人材育成、能力開発による適切な

人事評価システムの構築を目指しておるところであり、ご質問にある点につきましては、今後の検討によると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） それでは第2番目、学童保育についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の「学童保育をどうしようと考えているんですか」につきましては、平成24年度からの指定管理者制度の導入に向け、現在は9月議会において関係条例の改正を上程すべく、指定管理者による業務の範囲や運営内容などについて協議検討をいたしておるところでございます。

第2点目の「今の指導員さんに何か問題があるのでしょうか」につきましては、指導員の方に特に問題はないと認識いたしております。

また、「どういう理由で現行の学童を変えられるのですか」につきましては、第4次行政改革大綱に基づくもので、指定管理者制度は多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することで住民サービスの向上が期待できることや、管理に要する経費の低減が図れることなど行政改革の推進につながるもので、他の施設でも導入を図っているところでございます。

第3点目の「現行の学童と指定管理者制度を導入した場合との一長一短についてご披露されることを求めます」につきましては、指定管理者においては、施設管理の効率化などのほか、指導員の欠員が生じた場合、現行では求人に対する応募も少なく、補充に時間を要することもあります。指定管理者ではその対応も容易であると考えられます。現在実施いたしておりますサービス内容を確保しつつ充実に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第4番目の新保健センターについてのご質問の「国保中央病院の駐車場の稼働率はどうなっていますか」につきましては、詳細な稼働率の把握はなされておりませんが、平日は朝8時から午後2時ぐらいまでは、ほとんど駐車されている状況と聞いております。

次に、「新保健センターを利用する方はどこの駐車場を利用するのですか」につきましては、国保中央病院の南側、道を挟みまして南側の用地を賃借、借り受けまして駐車場を整備するもので、約80台の駐車スペースの確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第3番目のご質問、学校給食についての1点目、「教育委員会は学校給食衛生管理基準や労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に基づいて学校給食のありようを検討されていますか」につきましてのご質問にお答えいたします。

学校給食の業務委託内容につきましては教育委員会で審議をしております。学校給食業務委託についての衛生管理については、文部科学省の示す「学校給食衛生管理基準」により実施いたしまして、食品の取り扱いや調理方法、食品・食器の洗浄等、方法や給食調理員の健康管理・衛生管理の全般についての基準や方法を定めてまいりたいと考えております。

また、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」に基づきまして、業務委託先には契約書及び仕様書において具体的な作業基準を示してまいりたいと考えております。

今後も学校給食業務委託につきましては、議員ご指摘の事例も含めまして、幅広い観点から実施形態や運営方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございました。

ただ、私は浅学と言いますか、あまり深く勉強していませんで、いつも一般質問は付け焼き刃という形の質問になります。その点では舌足らずがあるのかと思いますけれども。ただ、今回の皆様のご答弁は、せっかく私が勉強して言ったことですね、ちゃんと答えていただけてないというのが今の感想なんです。それで、その部分について聞かせていただきます。

まず弁当給食、学校給食についてですが、町長のほうは中学校で弁当給食を実施しましょうと、するということを答えられました。

これをしたらね、私はどう聞いたのかといたら、日本スポーツ振興センターの事例からしたらですね、弁当給食は学校給食実施基準には反するんだと書いてあるんですね。弁当をつくってから2時間以内で食べられないよと。やっぱりすべての子どもたちが同じ食事をするのが一番いいんですよというのが学校給食実施基準だと思っただけですね。これに合わないから、どうされますかと私は聞いてるわけですね。

その部分には全然触れられずに弁当給食を導入しますという答弁で、これではせっかく聞いたことが、まあ質問しても、しなくてもいいような答弁になりますので、本当に子どもたちにちゃんとした食を提供すると、しかも、そういう基準に合った、やっぱり、もし食中毒でも発生したら、それは大変なことになりますから、そういう基準に合ったものを提供するの当たり前だと私は思いますしね。その点では、本当にこういうことを検討されているのか。これは町長がそこまではわからない、それは教育委員会に任せていると言われるかも知れませんが、それは教育委員会のほうに、ぜひちょっと検討すると。ちゃんとこれは、ほぼ公の施設が指摘している分ですよ。今まではこんな事例がありましたよと。これに対して防御はどうかといたら、やっぱり教育委員会が直接指導する、そこまでやらないと発生しますよということが指摘されてあるわけですよ。これをやっぱり真摯に受け止めてもらって、その点ではですね、こういうことが起こらないためには、本当に業者委託がいいのかと。しかも、業者に直接指導するというのは、したらだめですよ、法律にはなってますから、それをどうしてするのか。今、業者委託をやっているところは、できてきた食材を見てですね、これが要するに栄養士さんが予定した食材と一緒にどうかと。見る、比べるだけはできると。もうできてしまってるし、ほかにつくり替えろと言えないから、それを出さざるを得ないという状況になってるわけですね。教育委員会がそこに、こんなつくり方はいけないですよと、書いたものと違いますよという時間がないわけですよ。

ですから本当に教育委員会が、まあ教育委員会の代わりに栄養士さんが、栄養教諭さんがそこに入られて、ちゃんとした栄養士さんの予定された給食が提供されていると確認するためには、業務委託では無理ですよというのが、私はこの学校給食

において発生した食中毒事例集に書いてあると、私はそう思っているんですよ。

この点ではね、この事例集、あるいは学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準、いろいろありますよね。これらの意見も踏まえて、これから検討したらいいですけども、実際に今4月、5月検討された中で、こういう学校給食、基準をもとに検討されるというのはどうかというのをひとつお答え願いたい。

次に、人事評価制度について質問させていただきます。

なかなか物事の導入するにあたっては、最終これはどうなるのかという到達点が表示されてなかったら、これがどういうものか全体像がわからない。全体像がわかって、それを実現するために、これをするというのが、やっぱりこれが物事の進める基準だと思うんですね。

今、答弁いただいた中身は、新しい評価制度を導入しますよと、これを今年から使っていて、まあ使い具合を見ますよと。それから後どうするかは、また検討しますという答弁でしたよね。

私が言ったのは、給料とか、期末手当、あるいは勤勉手当、そういうところに、この人事評価の結果が影響するのかどうかという質問に対しては、今後の検討によるという答弁をいただいたと思うんですよ。それだったらおかしいと思うんですね。やはり、この人事評価制度は全体がこういうものであって、これを実現されるために、こうしていますよということを、やはり全体像がわかってこそ、初めて活用できると私は思うんですよ。

各ほかの市町村で、この人事評価制度を導入して目標を達成しているかについては、現在まで継続してるから、実施しているから達成しているというふうな話ですね。具体的にどういうふうにうまくいったとか、ということは、ご存じないような答弁ですね。

その点ではですね、もう一度、この人事評価制度の最終的な目的ですね。この評価をすることによって賃金にまで影響するのかどうか。そういう体系になっていると思いますよ。その体系の全体像を説明してください。それと今まで導入しているところで、本当にどんな成果が上がっているかということをつかんでおられるかどうか、それも答弁してください。お願いします。

それと学童保育について質問します。

去年の12月に私、この学童保育をあえて取り上げさせていただいて、それからもう半年になるんですね。そのときは指定管理者制度を導入しますということだけの答弁でして、非常に中身の無い答弁だったんですね。あれから半年たってます。指定管理者制度を導入するという方向は打ち出して、今、答弁でわかりました。9月の議会を出してくると。そうしたらですね、今の制度と、指定管理者制度と、どういうふうに違うんだと。何で今の制度を変えないといけないのかというのが出てこないんですね。

私、1つわかったのは、指定管理者制度にしたら経費の削減ができるということが答弁でわかりましたけど、本当にこの2つを比べてですね、どちらがいいのか。子どもたちにとってどちらがいいのかということについての答弁がなかったので、それをちょっと答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 学校給食は教育長でいいですか。（「OKです」と吉田議員呼ぶ）

教育長。

○教育長（片倉照彦君） 学校給食の業務委託につきましては、全部を委託するということではございませんで、一部を委託するという方向で、今議員がご指摘の事例を含めまして、幅広い観点から実施形態や運営方法については検討してまいりたいと思います。（「今後検討してまいるじゃなくて、今まで検討してきた分、それを聞いているんです、私。今まで検討の範囲に入っていたかというのを」と吉田議員呼ぶ）

はい。この両委員会におきましても、業務委託の内容については、全部、一部ということについて検討してまいりました。（「違う、違う、違う。学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準などを検討してきたかということを知っているんです」と吉田議員呼ぶ）

もちろん衛生面についても検討してまいってます。（「検討に入っているんですね」と吉田議員呼ぶ）

はい。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。給料、また期末手当の反映で

ございます。

この部分につきましては、今後試行してから反映していくことを考えているところでございます。これは皆さんとも協議した上で、いろんな形でさせていきたいと考えます。そして市町村によって、実施しているところの実績はつかんでいるかにつきましては、現在のところ、ちょっとつかんでいないということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） これで全体像の説明になっていますか。（「ああ、はい。いいです」と吉田議員呼ぶ）

なっていますか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今の指定管理者とどこが違うのかということでございます。

あくまでも行政改革に基づきまして、指定管理という形の民間手法を取り入れていきたいという形の考えをいたしておるわけでございます。今、親の会のほうとも指定管理を受けませんかということで、2月に打診をさせていただいております。その中で天理市等の例もございまして、親の会が指定管理を受けておられるということもございまして、親の会として保護者の立場、それから親の立場に立って運営してみませんかということで投げ掛けをさせていただきました。その中で、いろいろと協議されました。また保護者の方のアンケートもとられました。7割の方が、やはり自分たちで、親の会でそれを運営していくのは難しいんじゃないかと、それで民間委託という形の方向性をお願いしますということで、文書でいただきました。

あとその中で、その親の会の要望といたしまして3つございました。今の指導員さん、馴染みもあるし、その信頼的な形もございまして、その中で民間、指定管理という形になったとしても、その指導員さんを雇用してもらいたいな、続けてもらいたいなという要望が1つでございます。それから長期休暇中の開所時間、また閉所時間の延長ということもおっしゃってくださっています。それから平日の開所時間の延長ということもご希望されております。そして3つ目として、利用料金は現状と大きく変わらないことということでご要望をいただいております。

親の会とも十分相談しながら、民活という形の中でのそういう手法も入れて、今

後指定管理という形の方向で協議検討してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） それで子どもたちにとってどちらがよいかという答弁でいいですか。もらいますか。これでわかってきていますか。（「もしくれるのでしたら」と吉田議員呼ぶ）

いや、それでわかってきているのかと、こっちへちょっと問い掛けているんです。（「それは全然わかりません」と吉田議員呼ぶ）

それだったら、子どもにとってどちらがいいかという答弁をしてほしいと言っておられるんですから、その答弁をしてあげないといけませんね。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今の指導員さんの雇用という形も、これは今後の話ですけれども、わかりませんが、そうした形のノウハウも入れながら、また民間の活力も入れながら、今よりよい形の方向で検討を進めていきたいと考えておりますので、今後よくなっていくという形でご理解をお願いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは人事評価制度、給料にも反映するというようなことをおっしゃいました。

ただ、今ね、法律上も条例上も、職員の給料を人事評価で左右するというのはできないと思いますよね、決まっていますもんね。ですからその辺がね、今できない制度を今導入するというものが、ちょっと私には理解できません。

それで1つ紹介しておきます。これは楠田^{くすだ} 丘^{きゅう}さんという方です。この人は社会経済生産性本部雇用システム研究センター所長という方ですけれども、この方が書いておられる文書がちょっとありますので、紹介しておきます。

「目先の成果だけを追ってはいは、企業も社員も成長しない」ということですね。

それでどういうことかと言いますと、「日本の企業にも成果主義の波が押し寄せています。なぜこれまでの賃金体系を見直さなければいけない時代になったのでしょうか」というふうにありますけれども、その成果主義を導入したときの弊害が幾つか書いてあります。それを紹介します。

1つ目、目先の業績のみ追い、本質的な生産性の向上を失う。1年間という短期

間の結果だけを求めて、長期の長い年月をかけて結果を出すものがおざなりになると。これが1つですね。

2つ目は、不公平感が高まる。この点では、部署によって、上司によって、評価が違ふというものは非常に問題が出てくる。

3つ目が、連帯感が喪失する。

4つ目が、部下育成の軽視。部下を育成するよりも、自分の成果を上げることに必死になる管理職が出てくる。

5つ目が、失敗をおそれる。失敗したら自分の成果はゼロになる。そう思い、社員が新しい仕事に挑戦する意欲を持たなくなる。

こういう指摘をされています。これは行政に関するものじゃなくて、一般の会社に対する指摘ですけども、私は、これは当たってるんじゃないかなと心配するわけですね。要するに毎年毎年評価されると。毎年毎年結果を出さないといけない。毎年毎年失敗したらいけないと。そういうことで非常に職場の中が、うまいこと潤滑しなくなるんじゃないかと心配するわけです。

先ほどもおっしゃったように、ほかのところで導入したところがうまくいっているかという具体的な話は知らないという話ですよ。その点では、いつも他市町村の動向を見て導入を判断するというような、いつもの決まり文句がありますけども、この件に関しては他市町村の動向を見ずに導入されていると。その点で、ぜひちょっと導入する本当の目的と言いますか、その意欲を町長のほうにお伺いしたいなと思います。

それと学童保育ですね。

先ほどからいろいろおっしゃいました。でもね、私から言いますとね、田原本町は指定管理者にするという方向を示したと。それを持っていると。これをするためにどうするかという動きをされてますよね。まず父母の会に、指定管理者になりませんか。父母の会がするなんて無茶な話ですわね。だめなのはわかっているから、それなら民間にしますわと。何で今のままだったらいけないのかというのがないんですよ、説明に。全くないんですよ。本当に今のままでいいじゃないかと思ってる保護者の方もたくさんおられますよ。自分らで受けるのは無理だと。働いてるから学童に預けてるわけですから、天理市みたいに一人を雇うという人件費まで出すか

らやらないかと言うんだったらわかりますよ。それを出さないで、みんなでやりなさいというのは絶対受けられないということをわかっていながら、そういう提案をしていると。わかっていながら民間委託に行くようにしていると。

その点ではですね、今の制度が何でいけないのかという説明が一言もなかった。それで民間に任せたらよくなるのと違うかということだけはおっしゃった。何でいけないんだというところを教えてくださいよ。

先ほど一番最初に質問させていただいたときも、やはり15年前に、ほかの市町村がまだ実施してないときに、町長と教育長が決断されて、田原本町で学童保育というのができました。5カ所の小学校全部にできました。そのときの1年間の費用は1,800万円です。それは町が全部負担したんです。今は一千七百数十万円かかってますけども、うち町の負担はわずか570万円ほどしかないわけですよ。町長の本当にやる気があったら1,800万円出せるという事業ですよ。それを570万円も惜しむと、経費の削減ができるということで指定管理者を導入するとおっしゃってますからね。そこの説明がわからない。私には町の姿勢が変わったとしかわからない。

その点で、今の制度が何でいけないのかと。何で指定管理者なんだというところを説明してほしい。私これは12月から言ってるんです。もう半年たってますから説明してくださいよ。お願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。一番最初の質問の前に1点だけ。

先ほど、私の答弁が非常に短くてお怒りになっていたようでありますが、あの検討事項につきましては、今までこの議会でも散々議論させていただきましたし、西川議員さんをはじめ、ほかの議員さんとも、かなりの時間をかけて議論いたしました。議員とも私の部屋にも来ていただいて一長一短があるという話等も、いろいろさせていただいた中であつての答えであります。それだけは弁明をいたしておきます。

それから人事評価につきまして、全体像が見えないと、結局は最後賃金に反映するのか、昇任なのかという話もありました。しかし、そういう話でなくて、結局職員のマチベーションを高め、組織の士気や、公務能力を向上させるという、これがあくまで目標でありますから、それにおける手法として賃金であつたり、昇任があ

ったりするわけでありまして。今の前提で職員のモチベーションが非常に上がっているんならば、こういう話を出す必要はないんです。

今回の議員の質問書ですけども、一々非常に私はすばらしいと思っております。人事評価についての所見、切磋琢磨をすること、人を蹴落とすのではなく切磋琢磨をすること、従来の日本型の経営のメリット、会社に奉仕をし、自身が会社のために働いている、そして愛社精神を持って働いている、そして会社がその代わり社員に対して年功序列であったり、あるいは生涯雇用といったことを約束してきた。今までの日本の従来型の経営のメリットというのは、私はすばらしいものがあつた。あつたからこそ、戦後の焼け野原から復興して、昭和31年には経済白書において「もはや戦後ではない」と言わさしめる発展ができたのは、議員のおっしゃるとおりであります。

しかし、今現在において、ある程度問題が出てきたから、じゃあ次の人材育成としてどうしようかというときに、人材育成に対して、こういったことが、今人事評価制度というのが考えられているという前提のもとでお話をいただきたいと思っております。

その中で先ほど述べましたように、賃金や昇任につきましては、これはあくまで手法であります。もちろん私たちが目的とするのは、住民サービスの向上を目的に、職員の皆さんの能力を高めていくこと、モチベーションのアップに向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 今のままでは、なぜいけないのかというご質問でございます。

最初に答弁させていただきましたように、今の指導員さんには何ら問題はないという形の認識はいたしております。将来的な形の中で見ますと、今の指導員さん、12年、13年という形の中でやっていただいている方が12～13人、つまりベテランさんがたくさんおられます。年齢的な面におきましても、やはり55歳を超えておられる方、平均年齢といたしましても50歳を超えているというのが現状でございます。また、将来的な形の中で、これを安定した形の中で進めていくという中に

おきましては、やはり指定管理という形の制度も入れながら、次の雇用ということも含めて、指定管理者、ある程度そういうノウハウを持っているところが、そういう次の育成も含めてやっていくのがいいという形の考え方をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。東北大震災、いわゆる東日本大震災において、いろいろ皆さんが考えられていることもございます。私も、これを本町に当てはめるとどうなるかということを考えさせていただきまして、次の大きな項目、4点についてお伺いをさせていただきます。

まず最初ですけれども、被災者支援システムの導入、運用についてということでお伺いをいたします。

1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した「被災者支援システム」は、災害時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など一元的に管理できるシステムでございます。

このシステムは全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管、財団法人「地方自治情報センター」が統一的に登録・管理し、他の地方公共団体が有効に活用できるようにする「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録し、2009年1月17日には、総務省が「被災者支援システムVer 2.00」を収めたCD-ROMで全国の自治体へ無償配布しました。

今回の東日本大震災後、3月18日には民間事業者でも利用できるように、システムの設計図であるソースコードを公開しました。しかし、このたびの東日本大震災前までに、このシステム導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被

被災した東北地方では、ほとんど導入自治体はございませんでした。しかし、今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、このシステムの導入を申請する自治体が増え、5月26日現在で300に達したと伺っております。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められています。中でも家を失った人々が生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明です。

この罹災証明を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して、新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。一般的には、この3つのデータベースは独立して存在しています。仮に、このたびのような大きな災害が起きた場合、大量の罹災証明の発行が必要になると思われますが、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせる等、負担を強いることになりかねません。震災後にこのシステムを導入した自治体がございます。宮城県山本町が導入し、3つのデータベースが統合され、ここに住んでいた家の被災状況を追加すると罹災証明書がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に9割に上っています。同町によると「一度情報登録してしまえば、一元管理により義援金の支給、固定資産税の減免等においても同システムが効果を発揮している」と述べておられます。

しかし一方、厳しい財政事情の中、「なかなか情報システム経費まで手が回らない」「いつ起こるかかわからないことにお金も労力もかけられない」「コンピューターに精通した職員がいない」といった声もありますが、このシステムは西宮市職員が災害の最中、まさに被災した住民のために必要に応じて開発したもので、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、職員が立ち上げ運用すれば、コストもかかりません。仮に民間企業に委託した場合でも、20万円から50万円弱程度です。新たな設備として特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分に対応できます。

今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。そのために阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされたこのシステムを平時に導入・運用していくことが極めて有益

だと考えますが、町のご意見をお聞かせください。

次に、地域の安心・安全の守り手、建設業についてお伺いいたします。

この3月に東北大震災が発生しました、その3カ月前には、このような社会出来事がありました。全国各地が記録的な大雪に見舞われる中、除雪作業のおくれによる市民生活の混乱が目立っています。

その原因の1つが、除雪や土砂の除去など地域の災害復旧を担う建設業者が、長年の建設不況で疲弊しており、災害復旧には、人、物、指揮官、いわゆる経験者の3点が必要不可欠、この3点が減少してきており、これまで建設業界が担ってきた「災害対応力」が揺らいでいる現状は厳しいものがありますと述べられておりました。

建設業界は「コンクリートから人」への方針のもと、公共事業関係費は大きく減額され、本年は5兆円規模で、かつての10兆円規模からほぼ半減しております。公共事業を請け負う建設業界は、国民生活に不可欠なインフラの整備や災害復旧や復興など、地域の経済を支える役割を担っております。特に雇用の下支えの効果も大きいのであります。

田原本町において建設業者は、平成11年度で65社で、平成22年度で64社とあまり減っておりませんが、建設及び下水道課における工事発注件数・請負金額は平成11年度は91件の14億4,745万円で、平成22年度は50件の6億956万円で件数、請負額で大きく後退をしております。また受注競争の激化からダンピング競争も広がっており、公共工事のコスト削減もあり、建設業界の弱体化は著しいものがあります。地方経済がなかなか回復しない理由の一つがここにあります。

そこでお伺いをいたします。1つ目として、建設業界は社会基盤の守り手であり、貴重な雇用の受け皿であります。地域経済の担い手でもある建設業界の衰退は、そのまま地域の衰退につながります。建設業の置かれている状況をどのように認識しておられるか、お伺いをいたします。

2つ目として、建設業は道路や河川などのインフラの維持管理や防災対策の重要な役割を担っております。とりわけ冒頭で述べました大雪の除雪作業や今回の震災などに対し、建設業が担ってきた「災害対応力」が揺らいでいる現状と対策について

てをお伺いをいたします。

3つ目として、国の公共事業削減の行き過ぎた動きの中で、雇用創出・地方活性化のためにも地域に仕事をつくり、今回の震災の教訓として公共施設の改修、学校・災害拠点の耐震化など命を守る公共事業の優先発注や、社会資本の整備を前倒ししてでも実施すべきと考えますが、ご意見をお伺いお聞かせください。

次に、公立学校施設の防災機能についてお伺いをいたします。

大規模地震等の災害発生時、学校施設は地域住民のための応急的な避難所となる役割を担っています。そのために耐震性の確保だけでなく、食料・生活必需品等を提供できるよう必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められています。

過去の大規模地震においても、また今回の東北大震災においても、学校施設は多くの住民を受け入れ、避難所として活用され、いまなお厳しい避難生活をおくられておられます。しかし、震災発生時の避難生活が余りにも物がなく、大変な状況であったことは、テレビや新聞報道で皆さん方はよくご存じと思われます。

しかし、学校施設は教育施設であるために、防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便や不具合が生じることも事実と思われます。

そこで平成7年に阪神・淡路大震災を経験した神戸市と、平成19年に新潟県中越沖地震を経験した柏崎市の両教育委員会が震災時に避難場所となった学校を対象に、防災拠点（避難所）として学校に必要なものを学校関係者に聞き取り調査をした結果が述べられております。

神戸市では、一般行政との役割分担の明確化。そして生活必需品の備蓄。また避難所運営マニュアルの整備。そしてトイレ・浴用施設等の整備。通信設備の充実。これが神戸市の主な調査の結果です。

柏崎市においては、避難所用の電話やファックス。それからテレビ・ラジオ。自家発電装置。冷暖房装置。洋式トイレが柏崎市が述べられた上位の部分です。

これら実際に震災を経験した両自治体のデータからは、学校施設で避難生活をしていく上で、学校施設の防災機能に関するさまざまなニーズが存在することがわかります。こうした実例を参考に、本町においても耐震化工事によって学校施設の耐震性能を強化するだけでなく、避難所としての防災機能を備えた学校施設として整

備する取り組みが必要と思われます。

学校施設の防災機能の整備財源については、文科省の補助金のほか、内閣府や国土交通省の制度も活用できますが、あまり認知されておらず、ほとんど利用されておられないようです。

本町におかれては文科省の補助金を含め、それ以外の財政支援制度を積極的に活用して、いざというときに住民の避難所として十分に機能できるよう、公立学校施設の防災機能を向上させる取り組みに取り組んでいただきたい。町のご意見をお聞かせください。

次に、避難所の防災機能の中で、ぜひとも検討していただきたいのが太陽光発電の設置であります。

東北大震災で避難生活、当初電気が完全に遮断され、不安な夜を過ごされ、テレビやラジオも聞けない、家族や親戚に連絡がとれないという事態が発生しておりました。特に避難所での生活がロウソクでされておられるのが、テレビで映りました。それがもとでロウソクが全国で品切れを起こしました。また乾電池もそうです、懐中電灯もそうですし、その電池も同じく品切れを起こしました。私たちの生活の中で、これほど電気が必要と感じられたのはなかったのではないのでしょうか。

もし太陽光発電がそれらの避難所に設置されておれば、もう少し避難生活も安心できたのでは、また携帯電話に充電できれば安否が確認できたのではないかと思われます。

さて、5年前私は初めて一般質問で太陽光発電の設置を環境・教育の立場から公共施設に設置を訴えさせていただきました。そのときの回答が新規建設から考えていきたいとのことでした。しかし、今回の地震の避難状況を鑑み、安心して避難ができる一つとして公共施設、なかんずく学校施設に太陽光発電の設置が必要であると思ひ、ぜひとも取り組んでいただきたいと思ひます。町のご意見をお聞かせください。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） 5番、古立議員の東北大震災と我が町についてのご質問

についてお答えいたします。

第1点目の被災者支援システムの導入、運用についてであります。「被災者支援システム」につきましては、導入した場合の具体的な運用方法や管理等を行っていく体制整備など諸課題があり、現段階では導入することは考えておりません。ご理解のほどをよろしく願いいたします。

第3点目の学校施設の防災機能についてでございますが、本町の住民の指定避難所といたしましては、学校を含め15カ所ございます。この各避難所には備蓄食料、生活必需品を確保しております。また、避難所である学校施設は教育施設であり、子どもの安全対策を図るための整備を行っております。今後住民の避難所としての充実にに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

第4点目の太陽光発電設置についてでございますが、平成19年第1回定例会で古立議員が一般質問をされており、そのときの回答といたしましては、「今後、新たな施設整備を計画する際の検討課題とさせていただきます」と答弁をいたしております。

学校施設への太陽光発電を設置する際に必要な経費の一部につき国の補助制度がありますが、この制度を活用するとしても、本町には学校の避難所は7校（小学校・中学校）があり、全校に太陽光発電の設置をするには多大な経費が伴いますので、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） それでは東北大震災と我が町についてのご質問についてお答えいたします。

第2点目の地域の安心・安全の守り手、建設業についてであります。1番目の質問でございますが、建設業は貴重な雇用の受け皿であり、地域経済の担い手である建設業についての置かれている状況をどのように認識しておられるかについてお答えをいたします。

現在の日本経済は、円高不況で、かつデフレ状況にあり、財政状況の悪化によります公共事業費の削減及び民間企業の設備投資の減少により、建設業界はもとより、

他の企業も非常に厳しい状況であることは、周知の事実として認識をしているところでございます。

次に、2番目のご質問であります。建設業や道路河川などのインフラの維持管理や防災対策の重要な役割を担い、建設業が担ってきた「災害対応力」が揺らいでいる現状と対策についてのご質問でございますが、建設業界自体の体力の低下に伴い『災害対応空白地域』になりかねないという危惧について、今年2月17日にNHKのクローズアップ現代での報道もされているところでございます。

地域を支えてきた建設業者が事業の減少により、会社自体の存続や維持ができにくく、建設機械の売り払いや従業員の削減、会社自体が廃業に至るような現状となっておりまして、現在のところ公共事業費が削減されている状況下での抜本的な対策は大変難しいものであると認識をしているところでございます。

なお、本町といたしましての「災害対応力」につきましては、災害時等における応急復旧の応援に関する協定書を田原本町建設業協会と取り交わし、災害における対応をお願いしているところでございます。

次に、3番目の質問でございますが、国の公共事業の行き過ぎた削減という動きの中で、雇用創出、地方活力活性化のためにも地域に仕事をつくり、公共施設の改修、学校・災害拠点の耐震化など、命を守る公共事業の優先発注や社会資本整備の前倒し等実施すべきとお考えのご質問でございますが、平成23年度予算執行におきます産業建設部所管の事業では、国の補助事業である社会資本整備総合交付金の制度を活用し、町民生活の重要なインフラであります、1つ目といたしまして、橋梁の長寿命化修繕計画を策定し、今後必要な箇所の整備に取り組んで行く方針でございます。2つ目といたしまして、雨水対策検討業務を行い、次年度以降計画的に水路整備等に着手し、水害などの防災対策に対応いたしたいと考えているところでございます。3つ目といたしまして、公園の長寿命化計画を策定し、公園内に設置されている遊具について、改修及び更新等の計画をいたしているところでございます。

本町といたしましては、国などの補助制度を活用し、予算の許す限り公共事業の発注を行い、町の安心・安全対策に伴う公共事業の創出に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三質問させていただきます。

まず総務部長が答えていただきました分なんですけども、被災者支援システムの導入ということに関しては、現段階では導入は考えておりませんということでございました。

それで、きょうの朝日新聞によりますと、『罹災証明 窓口で悲鳴』、悲鳴が上がっているという新聞に出てました。これは東北のほうで高速料金が無料化になったために、この被災者の方が罹災証明がないと無料にならないんですね。で、一気に罹災証明を取りに行ったと。ところが現実には、そういう窓口で罹災証明がすぐに出ないということが今朝新聞に出ておりました。

これだけではございません。支援金、義援金も、いろんな部分で罹災証明がなかったために、いまだかつてなかなか手元にお金がいけないというケースが上がってきております。いわゆる災害に遭ったときの災害弱者の名簿を今後作成していくということで、この名簿の作成というときにも、また別の箇所で作成していくから、一元化になっていないから、またそれを整理ができなくなっていくとか起こる可能性がありますので、そういった部分において、今回これを全く検討されないということなんですけども、こういう事態が起こったときに、すぐに町としては罹災証明とか、支援金・義援金を渡せる体制が整っているかどうかを少しお聞きしたいと思います。

それと次に、学校施設の防災機能でございますが、これは7校全部するには、それは相当なお金がかかります。私も何も7校全部してほしいとは思ってないんですけども、とりあえず1校でも、2校でもいいから、あらゆる補助金を利用して、特に今回耐震をされるわけでございますが、東小学校のほうでね。そのときに何とか活用してできないかという問題と、もう1つは、これは教育委員会のほうになると思うんですけども、新型交付税というのが、私、12月議会に質問させていただきましたけど、今後検討していくということでお聞きしたんですけども、新型交付税においてはいろんな使い方がございますので。その辺、新型交付税を調べられたの

かをちょっとお聞きしたいことと。

それから本町の避難場所を、今言いましたように全部につけてくれとは言いませんので、1校でも2校でもする気があるのかないのかを、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

あともう1点はですね、これは町長さんにお聞きしたいんですけども、いわゆる建設業界の問題なんですけども。町長としては、今後の建設業界をどのように考えておられるのか。そしてまた応援というか、それをされていかれるのか。町長のご意見をぜひともお聞かせください。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。議員お述べのように、建設業というのは防災等、また雇用の下支えをする、地域におきましては非常に大事な職種であると理解しております。ただ、建設業のみならず、先ほど答弁をいたしましたように、すべての業界におきまして大変厳しい状況が続いているのは、今の実情であります。

その中で、町としてどのようにしていくのかということであります。建設業自身は、私たちが生活していく上で必ずこれからも必要な業種であろうという認識はしております。ただ、議員お述べになっております、雇用の創出という意味と、それと命を守る、公共事業の優先発注という意味合いにおきましては、少し観点が別なのかなという感じを持っております。

私たち自身は命を守るということで、学校の耐震化等は本当に最優先で取り組んでまいり、そして平成27年度までに100%を達成するというところで、最優先事業として取り組んでおります。ただ残念ながら、本町におきましては、Aランクの業者が1社、Bランクの業者はゼロ、本町に本社を置く建設業者としてはBランクはゼロ、Cランクが数社あるだけでございますので、残念ながら、公共工事の透明性という観点から、その1社だけにとっていただくわけにもいきませんので、雇用の創出という意味では非常に難しいところもあろうかと思っております。

ただ、今後土木工事等、社会資本の整備におきましては、平成25年度の京奈和自動車道一般道路部分の供用開始をにらみまして、町道25線の整備以外に、また

今回5月に市街化調整区域から市街化編入をいたしました保津・田原本インター周辺の地域につきましては、社会資本の整備を進め、それを前倒しすることによって、工場の誘致を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても財政とも相談をいたしながら、できる限り支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 太陽光発電の導入事業につきましては、国の事業として2分の1負担ではございますけれども、この工事につきましては、例えば屋上のような防水工事の更新であるとか、または建物の補強工事、それから変圧器の新設等々、多大な経費がかかるということでございますので、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。災害に関するシステムでございます。

罹災証明とか、また名簿作成という形でご質問されておりますけれども、今の本町の電算のシステムを活用いたしましても、この災害におきます罹災証明に関しましては、現在考えていないところでございますけれども、今後基幹システム等が田原本町は平成24年からスタートすることになっております。ですからそれも考えまして十分検討していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。学校施設でちょっともう1点、聞くのを忘れたんですけども。各避難所に備蓄食料、生活必需品を確保しておりますと述べられておったんですけども、食品で2万食とおっしゃいましたですね。

そこでちょっとお伺いしたいんですが、いわゆる何日分として考えておられるのか。それをちょっとお聞きしたいなと思いますので。

というのは、田原本町は二、三日、大きな震災があってもね、二、三日辛抱すれば何かほかから来るようなことを聞いたことがあるんです。ですけど今回の大震災

とか、いろいろ見てましたらね、そんな甘い考えはしてられませんので、その辺のところをどう考えておられるか、ちょっとご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 日にちにつきましては、約3日程度ということを考えております。いろんな形で、今各小学校5校、そして中学校にも備蓄品はございます。そのことにつきましても、随時賞味期限が切れるものもございます。その分はできるだけ小学校等で使っていただきまして、また新しいものを購入していきたいと考えているところでございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第5号から議第36号までの10議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました報第5号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第36号、指定管理者の指定についてまでの10議案について、去る6日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは通告しています質問をさせていただきます。

まず報第6号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について質問させていただきます。

今回は限度額を増額するという提案がされています。それで限度額増額によって税額が増える人が幾らかおられると思います。それで、所得額がどのぐらいの方から影響が出るのかということをお答え願いたい。それと、去年と比べて今年は減税をされました。それと比べても増額になるものであると思いますけども、どのぐらい増額になるのかということをお教えしてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 限度額増額による影響について税額が増える人は所得額が幾ら以上ぐらいかということでございますけども。

まず標準世帯という形の考え方であったら、4人家族のうち2名が介護該当、資

産税額が10万円、そして所得額が500万円という形で計算してみますと、平成22年度では医療分、介護分、それから後期支援分を含め税額は73万円という形になります。平成23年度では75万7,650円、10円単位は切り捨てでございまして75万7,600円と、限度額引き上げにより、この方で約2万8,400円の増額になる、大体この辺の方がラインかなという形を考えております。平成23年度から資産割が32%から16%と軽減しているところでございまして、また均等割及び平等割が2,000円ずつ減額をしたわけでもございまして、この中の内訳といたしまして今言いました標準世帯、4人家族で2名が介護、資産税額が10万、所得額が500万円という形で医療、個々の分も計算いたしますと、医療分で49万9,250円、約50万円という数字です。介護分で11万8,400円という形になりますので、今までの限度額が10万円から12万円に上がることにございまして、ここで1万8,400円が増えると。それから後期支援分で15万610円ということで、今までの13万円から14万円の1万円上がることによって、この方は1万円増えるということでもございまして、それで限度額が上がることにございまして、こういう世帯でありますと2万8,400円が増えるということでもございまして、

以上でございまして。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そういう標準世帯のことを聞いてるんじゃないんです。ことし課税されるでしょう、7月に。そのときに、どれだけ増税になるんですかっていうことを聞いてるんです。

私はこの国民健康保険税は、部長がおっしゃったように資産割があると。所得はなくても資産があったら、税額が高くなる。去年の予算委員会で、年間所得155万円の方が限度額を超えてたということを問題にさせていただきました。そういう方が実際におられると思いますよ。それを聞いてるんですよ。一番所得が多い人が多く負担する所得割だけで評価したら、所得の少ない人は少ないなり、多い人は多いなりと、同じ率でいきますからある一定の公平感があるんですね。ところが、所得はないんだけど資産がたくさんあると、そのために税額が高くなると。そうになったら払えないじゃないかという問題意識を持ってるから、その一番下の人はどの

ぐらいですかという質問なんです、これはね。それを教えてください。

それと、今回のこの限度額の値上げによって国保税がどれだけ増えるのかと、実際に。それは370万円ぐらいだと聞いてるんです。ですよね。その対象者は何世帯ですか。具体的な話をしてください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） まずこの限度額が増えることによりまして377万7,950円が増税額として見込まれるところでございます。それだけ増えるという形で見込んでいるところでございます。そして、基礎課税分といたしまして50万円から51万円になるわけでございますけれども、51万円以上の世帯が102件、50万円から51万円までの世帯が7件の計109件で、この金額が105万1,000円。それから後期支援分といたしまして13万円から14万円未満の世帯が26件、そして14万円以上の世帯が115件の計141件、そして調定額が12万2,000円となります。そして介護分につきましては10万円から12万円という形で上がるわけでございますけれども、件数にいたしまして10万円から12万円の間の方が26件、12万円以上の方が61件、計87件、金額にいたしまして146万3,000円ということです。合計で377万7,000円ということでございます。

そして先ほどおっしゃいました、資産税があって収入がない方に影響はないのかという話でございます。私どものほうも、前回の答弁もありましたので調べてみました。で、実際のところそういう方もおられました。税率が32%から16%という形の中で今回下がってるわけでございますけれども、そういう方が1名おられたというのも事実でございます。（「金額は幾らですか、その方の」と吉田議員呼ぶ）

決して低所得者という形ではなく、金額的な面では大変な資産家で、前回の損益でもってこの年が減ってるというような形の方でございましたので、金額的な話の中ではちょっと今手元に資料がありません。お1人おられたということでご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたらですね、所得がさほどないにもかかわらず限度額

を超える方っていますか、今回増税になる方は1人ということですね。その1人という方は、大体どのぐらいの基準かというのはまた教えてください。今から総括しますので、その間に調べてもらったら、発表できる時間が来たら言ってください。今できるのなら、してもらってよろしいですけど。時間かかるようでしたら、次へ行きますけど。次質問を先にしますので、答えられるようになったら教えてください。

次、そうしたら議第29号、一般会計補正予算について質問します。

この中で6ページ、総務費、電子計算費、既存データ抽出作業委託料に4,400万円計上されています。これはどういう内容のものかと。私の推測するところは、来年度から本町はクラウド化を導入するだろうと。このクラウドにするのにこういう費用がかかるということだろうと思います。それで、クラウド化の全体像をちょっと知りたいんです。どのぐらいの予算がかかるものなのかと、なぜクラウド化したほうが安くなるのか、どのぐらい安くなるのかというところを説明お願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。まず1点目の既存データの抽出作業の委託料の内容でございます。この分につきましては、平成24年度から基幹システム共同化が稼働いたします。既存システムのデータをそのまま新システムに移行することはできません。そのためにこの業務の委託によりまして既存データを抽出し、新システムに使用することができるように変換処理等を行うものでございます。主な作業項目といたしましては、まずデータ検出の調査等の基本調査、移行データチェック等の概要設計、そしてデータ出力処理、データ変換処理等のデータ出力作業であります。これらの作業を住民情報、または税務、福祉医療などについても行いたいと思っております。

続きまして、クラウド化によってかかるコストの削減でございます。この分につきましては、基幹システム共同化のコストにつきましてシステム導入費などの当初経費等、システム使用料などの経常経費を合わせまして業者、今日本電気株式会社でございます。契約金額といたしまして9年間で約3億8,000万円でございます。現行のシステムでは、賃貸料が保守経費などで年間約1億円が必要でございます。それが基幹システム共同化によりまして、9年間で約60%近くが削減される

と考えております。なお、現行と同程度のシステムを町単独で新たにリースいたしましても、現行と同じような額が、約1億円が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 詳細については、また委員会でよろしく申し上げます。あと、議第30号へ。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員、先ほどの答弁が出てきましたので。住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） お一人うかがっているのは、131万円の所得の方でございます。

○議長（松本宗弘君） はい、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第30号、母子医療費助成条例の一部を改正する条例について聞きます。改正の内容ですね、と対象者はどのくらいおられるのかということをお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 提案理由にありましたけども、奈良県の補助金交付要綱が改正されまして、平成23年8月1日から施行されることに伴いまして改正するものでございます。この改正につきましては、今までの母子家庭の方だけが対象となっておりましたけども、この改正によりまして母子及び父子、またこれらに準ずる家庭等に拡大されるため、改正するものでございます。また父子の対象者は約30世帯、人数にいたしまして75人と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと基本的なことを聞きます。母子医療費助成条例は所得制限とかはないんですか。この辺ちょっと確認したいんです。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（平井洋一君） 本町は所得制限はございません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは、次に行きます。

議第31号、田原本町デジタルMCA同報通信システム設備工事請負契約について

てですが、デジタルMCA同報通信システムの内容、対象業務はどういうものが予定されておるのかと。それとデジタルMCA同報通信システムを選択した理由、どういう理由でこれを選択したのかと。そして今回は新設になりますから、国の補助金じゃなくて交付税参入措置ですね、使えるということですけども。更新をするときにどうなるのかということをお答えをお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。まず1つ目のデジタルMCA同報通信システムの内容でございます。MCA同報通信システムにつきましては、支柱にスピーカー、拡張機能、サイレン機能等を設置し、MCA無線を利用して災害情報など有事の際の情報を町内へ一斉に伝達する、住民向けの拡張通報設備でございます。災害時の避難情報など緊急を要する情報を速やかに住民へ伝達する手段の1つとして、効果が期待されております。支柱につきましては町内二次避難所などの主な公共施設敷地内に46カ所で設置する予定で、町内全域の情報伝達を行えるよう平成22年度においては設置場所の検討等を実施いたしまして業務を行っております。

次、対象業務でございます。水害の場合、河川の増水により危険水位に達した付近の住民への避難勧告、避難指示等、避難に必要な情報を伝える予定でございます。また、地震の場合は全国瞬時警報システムによる緊急地震速報を速やかに一斉に放送する予定でございます。

次2点目の、デジタルMCA同報通信システム選択の理由につきましては、MCA同報通信システムは財団法人移動無線センターがサービスを提供する800メガヘルツデジタル無線を活用したシステムで、全国に無線中継局を持ち、使用地域の無線通信エリアとして汎用の製品を利用したシステムでございます。この無線中継局を利用しますので、町内に無線中継局を設置する必要はございません。初期事業費を比較的安価に抑えることができ、効率的な整備ができます。また移動系の個別システムの構築を行う必要がないため、今回整備する同報無線と移動系の無線機を簡易な方法でかつ、安価に同時利用することができます。

次に防災行政無線は市町村の無線環境に合った専用の設計が必要で、別途述べました無線中継局とともに初期費用が高額となります。概算ではございますが、MC

A同報通信システム設備の整備にかかる費用は、防災行政無線設備に比べますと3割から4割程度の費用で整備することができます。したがって、このことからデジタルMC A同報通信システムを採用したものでございます。

3点目の、次回更新時国庫補助事業の対象になるかということでございますけれども、今回は交付税参入措置がされております。したがって、このシステムは約10年から15年の耐用でございます。そのときにこの制度があるかないか、現在不明でございますので、今のところはわからないということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと確認ですけど、今800メガヘルツと言われましたね。今60メガヘルツと800メガヘルツ、両方とも制度がありますよね。今回導入してる分は800メガヘルツで、センター設備、無線機、アンプ、これはそうしたら市販のものを使って構築するということですか。

それともう1つ、これは個別通信機能がありますよね。それから、グループ通信機能がありますよね。そして、一斉通信機能がありますよね。全部行きますよね。ですから、一斉通信は役場、総務部のほうからぱっと行ったら終わりなんですけど、個別通信ということは、例えば東小学校につくると、そうしたら東小学校からも役場へ通信できるというのは入ってるのかどうか、それを付けるのかどうかということですね。そこをちょっと説明してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 個別につきましてはちょっと私、申しわけございませんけど、今のところ把握しておりませんので、ちょっと次回調べてまた報告させていただきます。

個別、いけるらしいです。すみません、いけます。（「そうしたら先に、最初に聞いたもののは、センター設備がどのぐらいの費用で構築できるのか、市販のものを使うのかということ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） だれが答えますか。ある程度質問はわかっているでしょう。

○9番（吉田容工君） そうしたらちょっと別の質問。次へ行きます。

○議長（松本宗弘君） 時間がないからね。

○9番（吉田容工君） それでは、入札制度行きましようか。

これは個々の議案じゃないんですけども、今回公共下水道等の請負契約が上がっています。この中身については委員会ですでにさせていただきますけども、これの入札について今年度から入札方法が変わったという説明を受けてますので、どういうふうに入札方法が変わったかという説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今回入札契約議案、4議案を出させてもらっておりますけども、今議員がおっしゃられました入札制度の変更ですけども、従前から検討してまいりました最低制限価格の変動性、従前から予定価格なり、最低制限価格につきましては基準額を事前に公表しまして、入札のときに一定の率を乗ずると、抽選によって0.940から0.969の任意の数字を掛けて予定価格なり最低制限価格を設定する形をとっておりましたが、最低制限価格につきましては従前活用しておりました最低制限価格基準額をイコールとするという形で事前公表し、変動しない、こういう形の入札方式にやらせていただいたのが1点と。もう1点は入札前に指名業者のほうから現場代理人の届けを出してもらっておったんですけど、本年度から工事を執行する上において技術者の能力が必要であるということで、主任技術者ないし管理技術者の配置予定者を事前登録してもらおうというふうに変更いたしました。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私はもう一つ変わったんじゃないかと思ってるんですよ。以前は公共下水道とか、寺川の西と東で寺川西の工事は寺川西の業者がする、寺川から東の工事は寺川から東の業者がするというような縛りをされてたときがありました。それは今なくなってると思います。今なくなった中で、校區別に業者を優先的に指名するというのをこの前やっておられたと。例えば北小学校でしたら、まず対象となる北小学校区の業者を全部入れて、競争性を発揮するために数が少なかったら業者を増やすと、10業者にする、8業者にするというような形をされてた。これはずっとまだ維持されてたと思いますけども、今年度からその枠を撤廃したという話を聞いたんですけども。それは撤廃したのか、何のためにしたのかというところの説明をお願いしたいんですけども。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今入札制度に付随します指名業者の関係でのご質問でございますが、今議員のほうから寺川西、東とかいう形がございました。確かに西、東は別にしまして工事の所在、地域の事業者をできるだけその工事に指名するというのは従前から行っておりました。ただ、今現在公共事業が数も少なくなってきました。それから、施工地域が必ずしも町内全域にわたって仕事があるわけではございません。そうなりますと、ある地域に事業が偏在しますので、この業者が優先されるというのはいかかなものかということで、今特に業者数の10社ないし11社ございますCランクとか、Dランクにつきましては町内一円を一体と考えて指名するという形で業者の指名回数の平準化を図っておりますけれども、校区なりを優先するんじゃなくて町内一円、ランクは同じCランクであればCランク、DランクではDランクで一律に考えて平均的な指名回数を持っていくという形で指名業者を選定しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうですよ。要するに校区という縛りをされてたんですよ。それで、例えば下水道をしましたら、最初は田原本小学校が中心でしたよね。そのとき東や北は工事がなかったですけども、縛りがあって工事がとれなかったわけですね、北や東の業者はね。やっぱりそういう縛りがあるから仕方がないかと、待っておられたんですよ。で、自分のところへ来たら自分たちが仕事とれるかどうかは別として、指名業者として指名してもらえると。それが、今工事が少なくなったということで、今まで待ってやっと来たと思ったらなくなってしまったということになってるんですね。今の時点だけを見たら平準化と、均等に工事を配するんだというようなことが基準になるのかなとは思いますが、でもこれまでの経過は違うわけですよ。自分のところの校区じゃないときは待ってくださいと言われて、自分のところへ来たらほかの業者も入れてあげるし、あなたは今度避けてくださいという話になるわけですね。それは本当に、今副町長がおっしゃったような趣旨というのはちょっとおかしいような気がしますけどね。

そこで、本当にちゃんと十分検討をされてこういうことをされたのか、それとも結果的にこうなったのかということもあろうかと思っておりますけどね。今後も今おっしゃったように、指名回数を合わせていく。要するに一人が年間2回は指名業者に

されるというような基準を守っていくとされるのか、それとも今までのように校区という縛りを生かしていくのかというところはどうかというところはどうされるつもりですか。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 前者のように指名回数は平準化させていただきます。ただ、校区に限定した工事の発注ということは考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） やっぱり地方公共団体というのは継続的なものであって、施策はやっぱり継続的な施策であるべきだと私は思います。そのときどきによって基準が変わったら、それは大変対象となる業者の皆さんは、せっかく仕事をしようと思ってるのが指名もされないとなってしまう。先ほど古立議員は、建設業は大切だとおっしゃってましたよね。その点では、やはりその時々で変わられるというのはおかしいんじゃないかと思います。どうして今年になって急に変わったのかというところを、ちょっと教えてほしいなと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員、今4回目です。次の質問を2回にしますか。

○9番（吉田容工君） えっ、4回行きましたか。

○議長（松本宗弘君） 4回。次の質問を2回にするか、それともこれはまた後日聞きますか。

○9番（吉田容工君） いやいや。そうしたら、次2回します。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） たまたま平成23年、たまたまと言ったら表現申しわけございませんが、平成23年4月からこういう形の指名方式に変えさせていただきましたけども、これまで入札方式についてはどれが一番ベターなのか、予定価格の関係もわかりですし、抽選率の関係もわかりですし、指名の関係もわかりです。いろいろ検討させていただきまして、今年度3月の指名審査会の委員の中で今回議論をさせていただいてこういう方法でやらせていただきたいということで方法を変えさせていただいたところでございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 先ほどは失礼いたしました。一応議員おっしゃるとおり、親から子、子から子、すべていけます。（「センター設備のコストというのはどの

ぐらいなのかということを知りたいんです。市販のものが使えるのかと、それを知りたいんです」と吉田議員呼ぶ)

○総務部長（松田 明君） 親と子の総額といたしましては、約2,600万円相当でございます。

○議長（松本宗弘君） はい、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） その800メガヘルツのデジタルMCA同報通信、ちょっと名前が違いますけど、導入してるのはですね、今福岡県の直方市だけですよね。福岡県直方市が導入してる設備は、センター設備は20万円ですわ。無線機が20万円、アンプが10万円。ですから、100万円あったらセンター設備はできるというのを導入されてるんですね。ですから言ってみたら、直方市の分は利用料金が毎月発生しますからその負担は増えますけども、更新は非常にやりやすいと。100万円あったらその局が更新できると。ただ、受けるほうも50万円ほどの設備をつくらなければならないとなります。だから全部の建設コストは少しかかりますけれども、本体2,600万円もかかるような制度でしたらね、それこそそれがつぶれたら更新が大変なことになるんだろうと思うんですね。せつかく800メガヘルツのものを導入されるとしたら、やはり安く構築できる福岡コミュニティ無線システムと、今言われてます福岡県の直方市に導入されてる制度、これのほうが維持、管理はしやすいんだと思うんですけども。一応総務省が60メガヘルツ、800メガヘルツ、あるいはインターネット、それから有線放送、こういう選択肢がありますよと、どれを選びますかっていう資料を出しておられますよね。それを比べて私は検討されてるのかと思うんですけども、そうじゃないんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。次、指定管理者を先に言ってやって。きちっと答弁できるようにこちら側で調べてもらってやってもらわないと、もうあと1回しかないから。だから、先に指定管理者、2回で。2回分を聞いてくれてる間に今の答弁をきちんと、参事、調べておいてあげて、きちんとできるように、最後の答弁だから。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第36号、指定管理者の指定について質問します。
駅前駐車場の指定管理者を更新するということでした。それでね、2回しか質問できないということですので、駅前駐車場の稼働状況はどうかということと、入札

の状況と結果について説明していただきたい。

それと、地方自治法第244条の2には地方公共団体による監督というのが書かれてまして、指定管理者に対して当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるという条文があります。そして244条の2の第7項には指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後にその管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する地方公共団体に提出しなければならないという規定があります。それと、これは地方自治法第199条第7項と第252条の37第4項等で、監査委員は指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納関連の業務について監査を行うことが可能であると書いてあるんですね。そういう規定があります。それで、これまで今回阪神管理サービスさんが引き続きやるということが提案されてますけども、阪神管理サービスさんが田原本町に対して毎年報告書を出しておられるのかと、そして田原本町はどういうふうにもこの業務をチェックされてるのかと、そのことをどうされてるのか答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） まず1点目の駅前駐車場の稼働状況でございます。駅前自転車駐車場の稼働状況につきましては、平成21年度は一時預かりが1万5,869台、月預かりが613台、平成22年度は一時預かりが2万8,335台、月預かりが760台でございます。一日当たりの利用を見ますと、平成21年度は約95台、平成22年度は140台となっております。

2点目の入札状況の結果についてでございます。田原本町の公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例によりまして、平成23年2月8日に第1回指定管理者選定委員会を開催いたしまして、募集要項、使用者及び募集方法等を決定いただきまして、申請期間を平成23年3月1日から同月22日で、期間中の申請に当たりました。その結果、阪神管理サービス株式会社と中央総合警備会社の2社でございます。第一次審査である書類審査を4月11日から同月18日に指定管理者選定委員によりまして選考いただき、書類審査の結果、阪神管理サービスと中央総合警備会社で行いました。第二次審査で面接、要するにプレゼンテーションを4月21日に実施し、選定委員により選考いただきまして第2回指定管理者選定

委員会におきまして阪神管理サービス株式会社を指定管理者といたしたわけでございます。

次、3点目でございます。3点目の報告もしくは監査委員にということでございます。報告についてはいただいております。そして監査委員さんにも報告はしておらないということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それではよろしくお願いいたします、わかりました、にならないですよね。やっぱり、町は指定管理者に丸投げじゃないですよね。指定管理者にこういう業務をやってくださいという指定をしてるわけですよ。その指定してる中身がちゃんと行われてるかどうかを報告しなければならないとなってるし、業者から報告を出させなければならないとなってるわけですから、それはやるべきじゃないですかね。それとも、そんなことをしてくれない業者なんですか。町が悪いんですか、業者が悪いんですか。

それともう1つ、やはりその業者がちゃんとやってるかどうかというのは確認しないとイケません。町が入って行って確認できる場合もあったら、住民の皆さんから声を聞くという制度もあるわけですね。モニタリング、そういう制度はあるのかなのか、意図的につくっておられないのか。私は、指定管理者にした場合そういう制度をやはりつくって、田原本町としてわからない中身が明らかになってくるような、そういう制度にすべきだと思うんですね。その点ではなぜ報告しないのかという理由と、それとモニタリングとして何らかの方法をする予定があるのか、もともとやってるのか、そこをちょっと答えてほしいですけど、なかなか取り込んでますね。取り込んでるから、いけるでしょうか。

○議長（松本宗弘君） 答弁できますか。総務部長。

○総務部長（松田 明君） 報告につきましては私がちょっと勘違いしておりまして、いただいております。

○議長（松本宗弘君） そのあと続けて。（「モニタリングということです」と吉田議員呼ぶ）

副町長。

○副町長（石本孝男君） 先ほどの指定管理の状況でございますが、その年度が終わりましたら、ちょっと時間をいただいて2カ月か以内に実状報告を出す。

それからこの阪神につきましては四半期ごとに管理実績等の報告もいただいております。それから町民の方からのモニタリングのご意見でございますが、今この指定管理者にはそれぞれアンケートをとるなりして意見を聞いている状態です。それは直接町が、使用者がモニタリングしてるという形ではございませんけど、ご要望等はそういう形でやっております。モニタリングについてはこの阪神だけじゃなくて、指定管理している業態がほかにもございます、老人福祉センターとか、という形で利用者の声をいかに反映させるか、それは当然次の指定管理のときの選定要素の1つにもなると思いますので、要綱の中で検討させていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 指定管理者の指定についての質疑を終わります。

総務部長、先ほどの。

○総務部長（松田 明君） 失礼いたします。先ほどの答弁で、田原本町に合ったシステムにつきましては十分研究した結果、こういう形でご報告させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会におのこの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。議会事務局長。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別の付託議案につきまして報告させていただきます。

報第6号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては住民福祉常任委員会。

報第7号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては総務文教常任委員会。

議第29号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第1号）につきましては総務文教常任委員会、産業建設常任委員会。

議第30号、田原本町母子医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては住民福祉常任委員会。

議第31号、田原本町デジタルMCA同報通信システム設備工事請負契約締結につきましては総務文教常任委員会。

議第32号、公共下水道事業（公）第23-1号工事請負契約締結につきましては産業建設常任委員会。

議第33号、公共下水道事業（特）第23-2号工事松本配水管新設工事請負契約締結については産業建設常任委員会。

議第34号、東小学校001-1・-2・003-1棟耐震補強等工事請負契約締結につきましては総務文教常任委員会。

議第35号、財産の取得につきましては産業建設常任委員会。

議第36号、指定管理者の指定につきましては総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時43分 散会